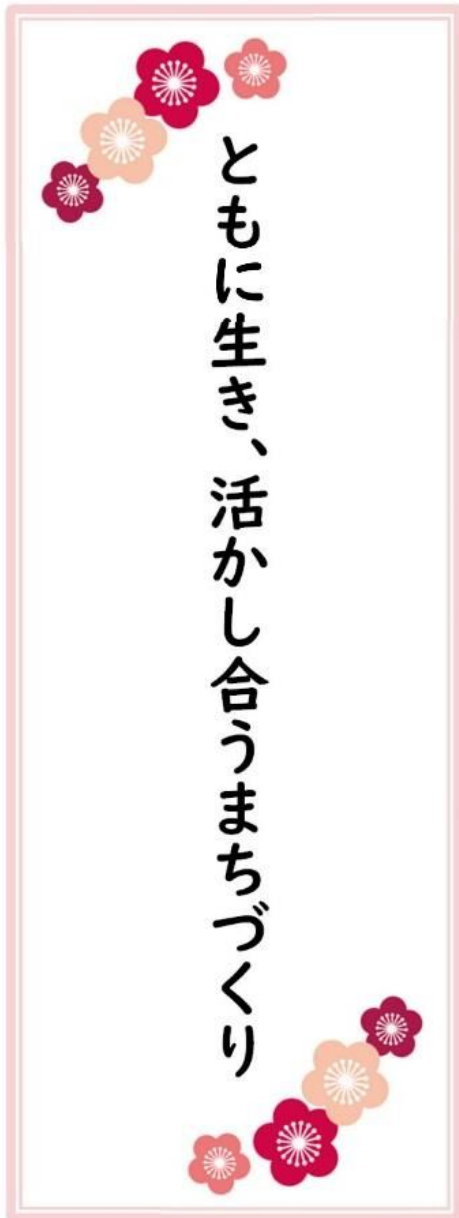


角 田 市
第3期 障 害 者 計 画
第7期 障 害 福 祉 計 画
第3期 障 害 児 福 祉 計 画



令和6年3月
角 田 市

ご挨拶



本市では、平成27年3月に「障害がある人もない人も ともにふれあうまち かくだ」を基本理念とした「第2期角田市障害者計画」を策定し、障害者施策を推進してきました。また、令和3年3月には国の基本指針に基づき「第6期障害福祉計画」及び「第2期障害児福祉計画」を策定し、障害福祉サービスや障害児福祉サービスの提供体制や支援体制の整備などを進めてまいりました。

この度、これらの計画期間が終了することから、これまでの成果と課題を踏まえ、今後の障害福祉施策を推進するに当たっての指針となる「第3期障害者計画」、「第7期障害福祉計画」及び「第3期障害児福祉計画」を策定しました。

障害福祉の充実を図っていくためには、障害のある人自身やその家族だけの努力ではなく、障害のある人を取り巻く全ての人の理解と協働が必要です。市としましては、本計画に掲げる「ともに生き、活かし合うまちづくり」の基本理念のもと、市民の皆様、関係機関や関係団体の皆様と協働し、取り組みを進めてまいりたいと考えておりますので、より一層のご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。

最後になりますが、計画策定にあたり角田市障害者計画・障害福祉計画等策定委員の皆様をはじめ、アンケート調査やパブリックコメント等を通じて貴重なご意見やご提案をお寄せいただきました市民の皆様に心から感謝申し上げます。

令和6年3月

角田市長 黒須 貫

目次

第1章 基本的事項	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の対象	3
4 計画期間	3
5 計画の策定体制	4
6 国・宮城県の動向	5
第2章 角田市の障害者を取り巻く現状	10
1 障害者の現況	10
2 障害福祉に関するアンケート調査について	14
3 アンケートからみる角田市の課題	15
第3章 計画の基本的考え方	18
1 基本理念	18
2 基本目標	19
3 施策の体系	20
第4章 障害者計画	22
1 啓発・広報	22
2 情報提供・相談	24
3 保健・医療・福祉サービス	25
4 療育・保育・教育	27
5 雇用・就労	29
6 スポーツ・文化・学習活動	31
7 安全・安心	32
8 生活環境	34
第5章 障害福祉計画・障害児福祉計画	36
1 成果目標	36
2 成果指標	45
第6章 計画の推進と進行管理	53
1 計画の推進体制	53
2 計画の進行管理	53
資料編	54
1 障害福祉に関するアンケート調査結果の詳細	54
2 用語解説	74
3 角田市障害者計画・障害福祉計画等策定委員会	78
4 策定経過	81
5 仙南地域自立支援協議会組織図	82
6 市内の障害福祉サービス等実施事業所(施設)	83

第1章 基本的事項

1 計画策定の趣旨

本市では、ノーマライゼーションの理念を実現するために、「第2期角田市障害者計画」「第6期障害福祉計画」「第2期障害児福祉計画」に基づき、「障害がある人もない人も ともにふれあうまち かくだ」を目指し、障害福祉施策とニーズに合わせた支援の充実に努めてきました。

国においては、障害者基本法や障害者の虐待防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律等の障害福祉に関する法整備が進められ、令和5年3月には障害者基本計画（第5次）が策定されました。

障害福祉対策は、障害のある人の生活全般に及ぶ幅広いものであり、ニーズ、障害の種類や程度、生活状況によって多種多様であり、障害の重複化、障害のある人の高齢化やライフスタイルの変化等によって新たなニーズも生まれます。また、近年は障害者や家族等の高齢化によりニーズはさらに複雑多様化し、様々な支援を切れ目なく提供できる仕組みを構築することが求められています。そのような中、令和2年1月以降の新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、特に、障害のある人を含めた脆弱な立場に置かれている人々に大きな影響を与え、地域の交流・見守りの場、相談支援を受ける機会の喪失等によって、社会に内在していた孤独・孤立の問題も顕在化・深刻化しています。

こうした障害のある人をめぐる社会情勢や法制度の変革の動きに対応していくため、国の「障害者基本計画（第5次）」及び県の「みやぎ障害者プラン」との整合性を図りながら、新たな「第3期障害者計画」「第7期障害福祉計画」「第3期障害児福祉計画」を一体的に策定し、本市の障害福祉の向上を図り、「ともに生き、活かし合うまちづくり」の実現を目指します。

2 計画の位置づけ

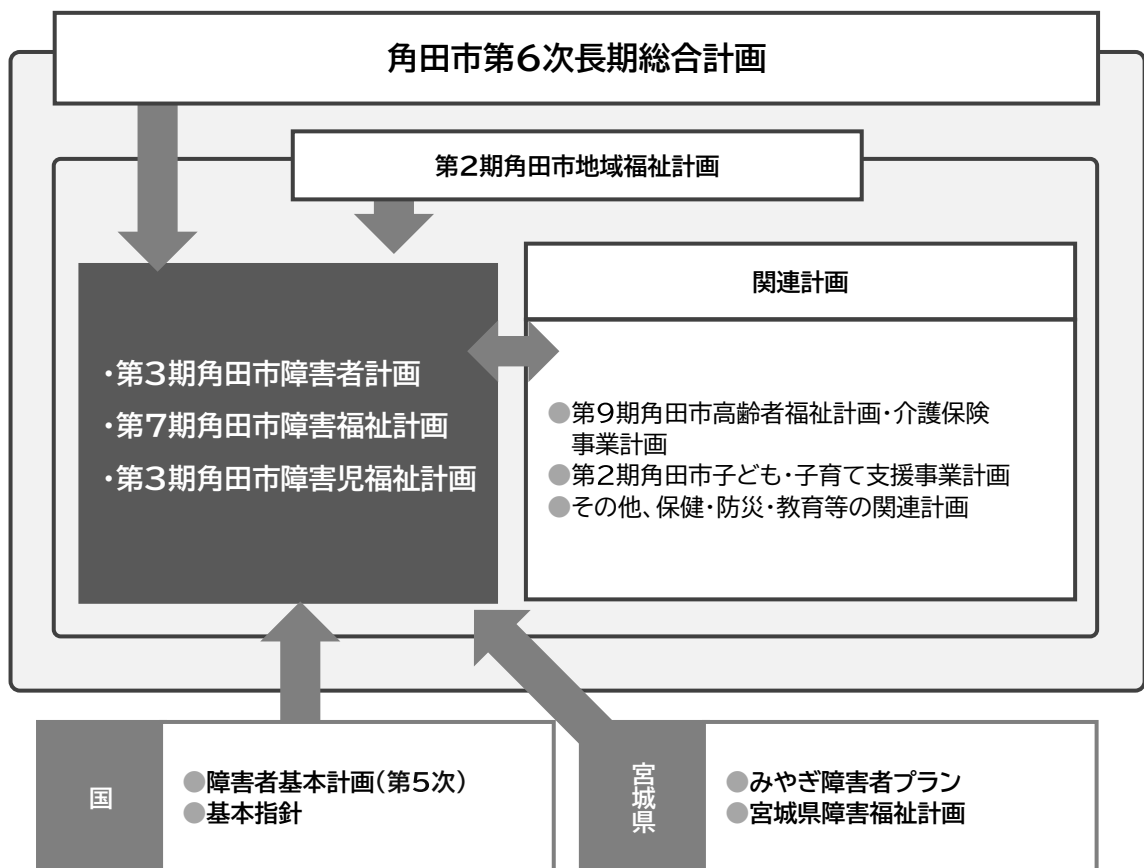
(1) 法的根拠と計画の内容

	障害者計画	障害福祉計画	障害児福祉計画
根拠法	障害者基本法 (第11条第3項)	障害者総合支援法 (第88条第1項)	児童福祉法 (第33条の20第1項)
内容	障害者施策の基本的方向 について定める計画	障害福祉サービス等の見 込量や提供体制の確保等 を定める計画	障害児通所支援及び相談 支援の提供体制の確保等 を定める計画

(2) 他計画との関係

本計画は「角田市第6次長期総合計画」を最上位計画とし、さらに「第2期角田市地域福祉計画」を福祉分野の上位計画と位置づけ、障害福祉分野の個別計画として「第9期角田市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」「第2期角田市子ども・子育て支援事業計画」等の関連計画における障害者等の福祉に関する事項と調和のとれたものとします。また、国・宮城県の法律や基本指針、各計画との整合性を踏まえ、策定します。

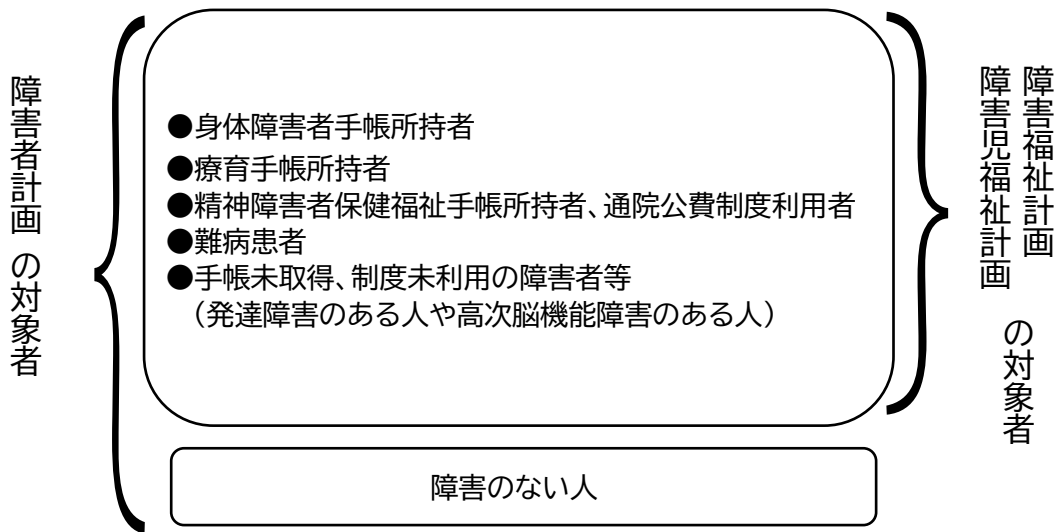
■計画の位置づけ



3 計画の対象

本計画を推進するためには、障害のある人自身やその家族だけでなく、障害のある人を取り巻く全ての人の理解と協働が必要となります。障害のある人もない人も「ともに生きる社会」の実現を目指すことから、本計画の対象者を全ての市民とします。

また、「障害のある人」とは、障害者基本法に基づき、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他の心身の機能の障害があり、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にある人としてします。



4 計画期間

計画期間については、「障害者計画」が令和6年度から令和14年度の9年間、「障害福祉計画」「障害児福祉計画」が令和6年度から令和8年度の3年間とします。ただし、社会状況の変化や他計画との整合性を図るため、計画期間中においても必要に応じて見直しを行います。

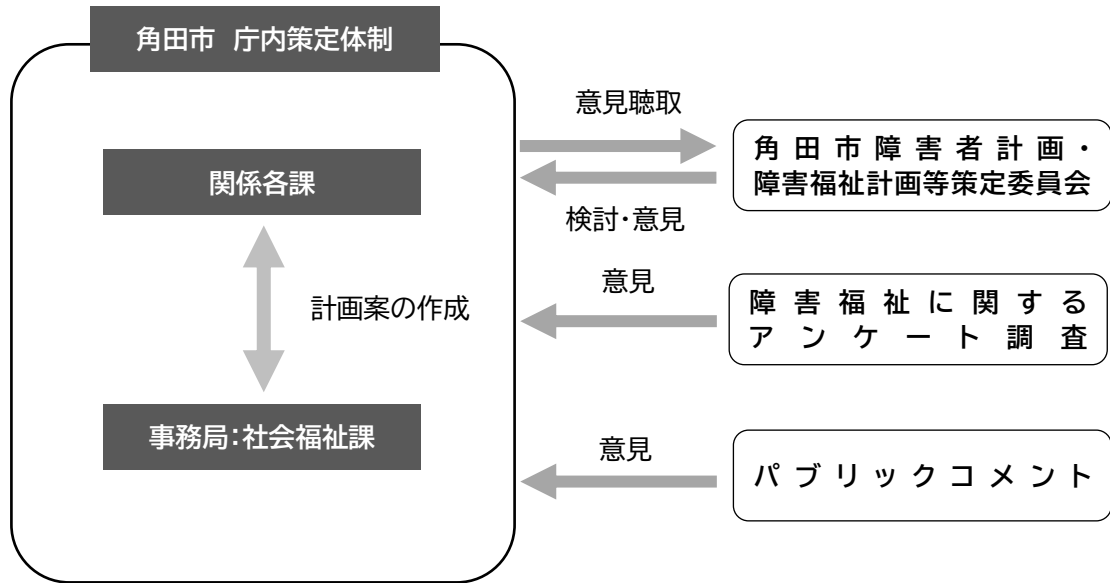
■計画の期間について

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
障害者計画	←			→ 第3期								
障害福祉計画	←			← 第7期 →			←			←		
障害児福祉計画	←			← 第3期 →			←			←		

5 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、前計画の達成状況の把握に加え、市内に住所を有する障害のある人、障害のない人を対象に実施したアンケート調査の結果を踏まえ、現状の把握・意向確認・課題を整理し、庁内での検討を経て計画案を作成しました。また、計画案について関係機関の代表者及び市民を含めた「角田市障害者計画・障害福祉計画等策定委員会」での検討やパブリックコメントの実施など、当事者や市民の意見を踏まえながら計画を策定しました。

■計画の策定体制図



6 国・宮城県の動向

(1) 国の動向

① 関連する法律の動向

わが国では、平成19年に「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」に署名して以降、国内の必要な制度改革が進められています。

■障害者支援に係る主な国の動向

年	主な動き
平成25年	<ul style="list-style-type: none"> ○「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」の一部施行 ⇒ 理念の具体化，難病患者への支援，地域生活支援事業の追加 等 ○「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達に関する法律（障害者優先調達推進法）」の施行 ⇒ 障害者就労施設等から優先的に物品等を調達，調達方針の策定 等
平成26年	<ul style="list-style-type: none"> ○日本が「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」を批准 ○「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」の一部施行 ⇒ 障害支援区分，重度訪問介護の対象拡大，共同生活援助一元化 等
平成28年	<ul style="list-style-type: none"> ○「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の施行 ⇒ 不当な差別的取扱いの禁止，合理的配慮の提供，自治体の差別解消の取組 等 ○「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（障害者雇用促進法）」の施行 ⇒ 差別の禁止，合理的配慮の提供義務 等 ○「成年後見制度の利用の促進に関する法律（成年後見制度利用促進法）」の施行 ⇒ 利用促進委員会等の設置，利用促進に関する施策 等 ○「発達障害者支援法の一部を改正する法律」の施行 ⇒ 切れ目のない支援，家族等への支援，地域の支援体制構築 等 ○「改正児童福祉法」の一部施行 ⇒ 医療的ケア児が適切な支援を受けるための自治体における保健・医療・福祉等の連携促進等
平成30年	<ul style="list-style-type: none"> ○「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」の施行 ⇒ 障害者の望む地域生活の支援，障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応，サービスの質の確保・向上に向けた環境整備 等 ○「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（障害者文化芸術推進法）」の施行 ⇒ 障害者による文化芸術の鑑賞及び創造の機会の拡大，文化芸術の作品等の発表の機会の確保等
令和2年	<ul style="list-style-type: none"> ○「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（改正障害者雇用促進法）」の施行 ⇒ 障害者の短時間雇用に対する特例給付金の支給，障害者雇用に対する優良事業者の認定制度の創設等
令和3年	<ul style="list-style-type: none"> ○「障害者差別解消法」の改正 ⇒ 合理的配慮の提供義務の拡大（国や自治体のみから民間事業者も対象に追加） ○「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（医療的ケア児支援法）」の施行 ⇒ 子どもや家族が住んでいる地域にかかわらず適切な支援を受けられることを基本理念に位置づけ，国や自治体に支援の責務を明記
令和4年	<ul style="list-style-type: none"> ○「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律」の成立（施行期日は令和6年4月1日） ⇒ 障害者等の地域生活の支援体制の充実 ⇒ 障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進 ⇒ 精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備 ⇒ 難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化 ⇒ 障害福祉サービス等，指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベースに関する規定の整備等
令和5年	○障害者基本計画（第5次）の施行（計画期間：令和5年度～9年度）

第1章 基本的事項

② 障害者基本計画（第5次）の方向性について

障害者基本計画（第5次）は、基本理念や社会情勢の変化を踏まえつつ、以下の視点に留意しながら施策を進めていくこととしています。

■障害者基本計画（第5次）の概要

計画期間	令和5年度から令和9年度までの5年間
基本計画を通じて実現をめざすべき社会	<ul style="list-style-type: none"> ・「一人ひとりの命の重さは障害の有無によって少しも変わることはない」という当たり前の価値観を国民全体で共有できる共生社会 ・「誰一人取り残さない」というSDGs（持続可能な開発目標：Sustainable Development Goals）の理念とも軌を一にした、障害の有無にかかわらず国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う社会 ・デジタルの活用により、国民一人一人の特性やニーズ、希望に即したサービスを選ぶことができ、障害の有無にかかわらず多様な幸せが実現できる社会 ・障害者施策が国民の安全・安心や社会経済の進歩につながるしなやかで豊かな社会
社会情勢の変化に対する対応	<ul style="list-style-type: none"> (1) 2020年東京オリンピック・パラリンピックのレガシー継承 (2) 新型コロナウイルス感染症拡大とその対応 (3) 持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現（SDGsの視点）
計画の各分野	<ol style="list-style-type: none"> 1. 差別の解消，権利擁護の推進及び虐待の防止 2. 安全・安心な生活環境の整備 3. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実 4. 防災，防犯等の推進 5. 行政等における配慮の充実 6. 保健・医療の推進 7. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進 8. 教育の振興 9. 雇用・就業，経済的自立の支援 10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興 11. 国際社会での協力・連携の推進

国が示す第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の基本指針については、主に以下の内容について見直しが行われました。

■国の基本指針（一部抜粋）

入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援
<ul style="list-style-type: none"> ・ 重度障害者等への支援に係る記載の拡充 ・ 障害者総合支援法の改正による地域生活支援拠点等の整備の努力義務化等を踏まえた見直し
福祉施設から一般就労への移行等
<ul style="list-style-type: none"> ・ 就労選択支援の創設 ・ 一般就労への移行及び定着に係る目標値の設定 ・ 一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時的利用に係る記載の追記
障害児のサービス提供体制の計画的な構築
<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童発達支援センターの機能強化と地域の体制整備 ・ 障害児入所施設からの移行調整の取組の推進 ・ 医療的ケア児等支援法の施行による医療的ケア児等に対する支援体制の充実 ・ 聴覚障害児への早期支援の推進の拡充
発達障害者等支援の一層の充実
<ul style="list-style-type: none"> ・ペアレントトレーニング等プログラム実施者養成推進 ・発達障害者地域支援マネージャーによる困難事例に対する助言等の推進
地域における相談支援体制の充実強化
<ul style="list-style-type: none"> ・ 基幹相談支援センターの設置等の推進 ・ 協議会の活性化に向けた成果目標の新設
障害者等に対する虐待の防止
<ul style="list-style-type: none"> ・ 自治体による障害者虐待への組織的な対応の徹底 ・ 精神障害者に対する虐待の防止に係る記載の新設
「地域共生社会」の実現に向けた取組
<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉法に基づく地域福祉計画等との連携や、市町村による包括的な支援体制の構築の推進に係る記載の新設
障害福祉人材の確保・定着
<ul style="list-style-type: none"> ・ ICTの導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設 ・ 相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加
よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定
<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害福祉DB（データベース）の活用等による計画策定の推進 ・ 市町村内のより細かな地域単位や重度障害者等のニーズ把握の推進
障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進
<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設

資料：「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」参照

(2) 宮城県の動向

宮城県では、令和6年に「宮城県障害福祉長期計画（みやぎ障害者プラン）」の見直しが予定されており、「だれもが生きがいを実感しながら、共に充実した生活を安心して送ることができる地域社会づくり」を基本理念に、障害を理由とする差別の解消、雇用・就労等の促進による経済的自立、自らが望む地域・場所で暮らせるための環境整備・人材育成を重点的に取り組むこととしています。

■県の動向

年	主な動き
平成17年	○宮城県障害福祉長期計画（みやぎ障害者プラン）見直し（計画期間：平成17年度～22年度）
平成23年	○宮城県障害福祉長期計画（みやぎ障害者プラン）見直し（計画期間：平成23年度～29年度）
平成30年	○宮城県障害福祉長期計画（みやぎ障害者プラン）見直し（計画期間：平成30年度～令和5年度） ○宮城県障害福祉計画見直し（第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画）（計画期間：平成30年度～令和2年度）
令和3年	○「障害を理由とする差別を解消し障害のある人もない人も共生する社会づくり条例」施行 ○「手話言語条例」施行 ○宮城県障害福祉計画見直し（第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画）（計画期間：令和3年度～5年度）
令和6年	○宮城県障害福祉長期計画（みやぎ障害者プラン）見直し（計画期間：令和6年度～11年度） ○宮城県障害福祉計画見直し（第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画）（計画期間：令和6年度～8年度）

■みやぎ障害者プランの方向性について（概要）

（R6.1 素案より）

計画期間	令和6年度から令和11年度までの6年間
基本理念	「だれもが生きがいを実感しながら、共に充実した生活を安心して送ることができる地域社会づくり」 ①共に生活するために ②いきいきと生活するために ③安心して生活するために
重点施策	① 障害を理由とする差別の解消 ② 雇用・就労等の促進による経済的自立 ③ 自らが望む地域・場所で暮らせるための環境整備・人材育成
計画の各分野	①共に生活するために ○「心のバリアフリー」の推進 ○「情報のバリアフリー」の推進 ○誰もが住みやすいまちづくりの推進 ②いきいきと生活するために ○活動・活躍の機会創出と参加促進 ○多様なニーズに対応したきめ細かな教育の充実 ○雇用・就労の促進 ③安心して生活するために ○相談支援体制の拡充 ○生活安定のための支援 ○在宅・施設サービス等の充実と提供体制の整備 ○保健・医療・福祉等の連携促進 ○防犯・防災対策の充実

(3) 持続可能な開発目標(SDGs)への取組

「持続可能な開発目標 (SDGs : Sustainable Development Goals)」は、2015年に国連サミットで全ての加盟国が合意した「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中で掲げられました。2030年を達成年限とし、「誰一人として取り残さない」を理念に、持続可能でよりよい社会の実現に向け、17のゴールと169のターゲットから構成される世界共通の目標です。

「誰一人として取り残さない」というSDGsの理念は、共生社会の実現に向け、障害者施策の基本的な方向を定める本計画でも共通する普遍的な目標でもあります。

本市の障害者施策の推進に当たっても、SDGs推進の取組と軌を一にし、障害者のみならず行政機関等・事業者といった様々な関係者が共生社会の実現という共通の目標に向け、特別支援教育や障害者の職業訓練・雇用、公共交通機関のバリアフリー化などについて、協力して取組を推進していきます。

■持続可能な開発目標(SDGs)の目指す17のゴール

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



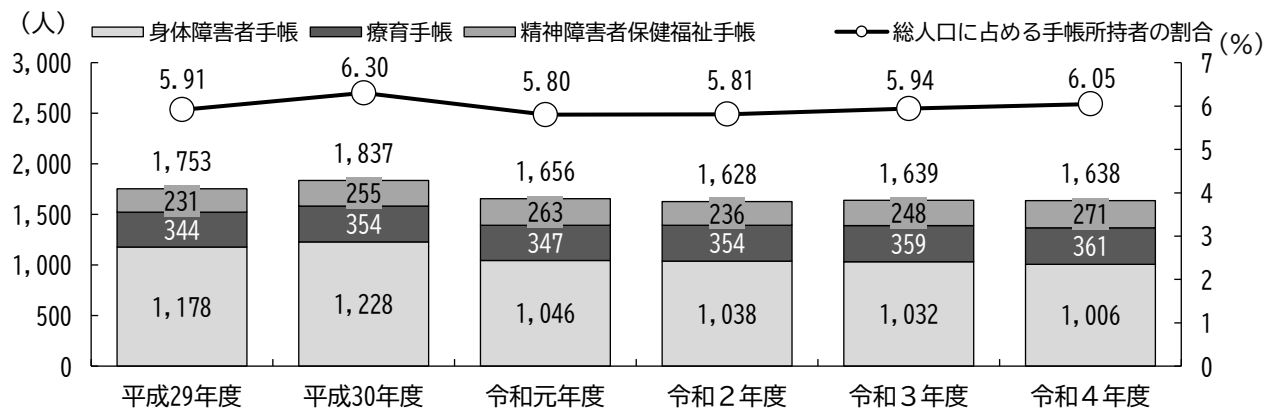
第2章 角田市の障害者を取り巻く現状

I 障害者の現況

(1) 障害者手帳所持者の状況

障害者手帳所持者の推移をみると、令和元年度以降はほぼ横ばいであるものの、総人口に占める障害者手帳所持者の割合は上昇傾向にあります。

■障害者手帳所持者数との推移



	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
総人口	29,643人	29,153人	28,560人	28,022人	27,586人	27,088人

資料：社会福祉課（各年度3月末日現在）

障害者手帳について

障害者手帳とは、身体障害・知的障害・精神障害・発達障害といった何らかの障害によって日常生活や社会生活に困難を抱えている方に対して、自治体から交付される手帳です。

障害者手帳を持っていることにより、障害者総合支援法に定められた様々な支援を受けることができます。

身体障害者手帳

身体障害者福祉法で定められた規定に基づき、身体に一定期間以上継続する障害があると認定された方に交付されます。

身体障害者手帳の等級は、1級～7級に分類されています。（1級に近づくほど障害程度が重い）

また、身体障害者手帳の対象となる疾患には、視覚障害、聴覚障害、平衡機能障害、音声・言語、そしゃく機能障害、肢体不自由、内部障害などがあります。

療育手帳

療育手帳とは、知的障害と判定された方に交付される手帳です。愛護手帳や愛の手帳など別の名称を使う地方公共団体もあります。

宮城県の療育手帳の等級は、障害程度によりA(重度)とB(その他)に区分されます。

精神障害者保健福祉手帳

精神障害者保健福祉手帳とは、何らかの精神疾患のために長期にわたって日常生活や社会生活に制約があると認定された方に交付される手帳です。

精神障害者保健福祉手帳の対象となる障害は、統合失調症、うつ病・躁うつ病などの気分障害、薬物やアルコールによる依存症などがあります。

精神障害者保健福祉手帳の等級は、1級～3級に分けられています。

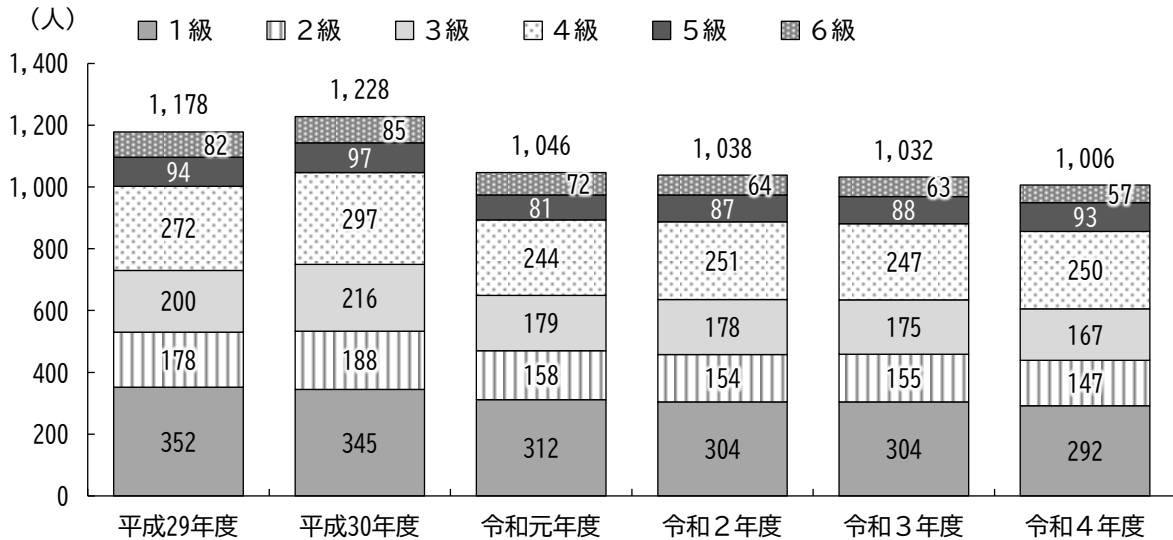
(2) 身体障害者手帳所持者の状況

身体障害者手帳所持者を等級別にみると、1級が最も多く、次いで4級、3級となっています。4級・5級がほぼ横ばいで推移しているのに対し、それ以外の級では減少傾向にあります。

部位別にみると、肢体不自由が最も多く、次いで内部障害、聴覚障害・平衡機能障害となっています。内部障害がほぼ横ばいで推移しているのに対し、それ以外の部位では減少傾向にあります。

■身体障害者手帳所持者数の推移（等級別）

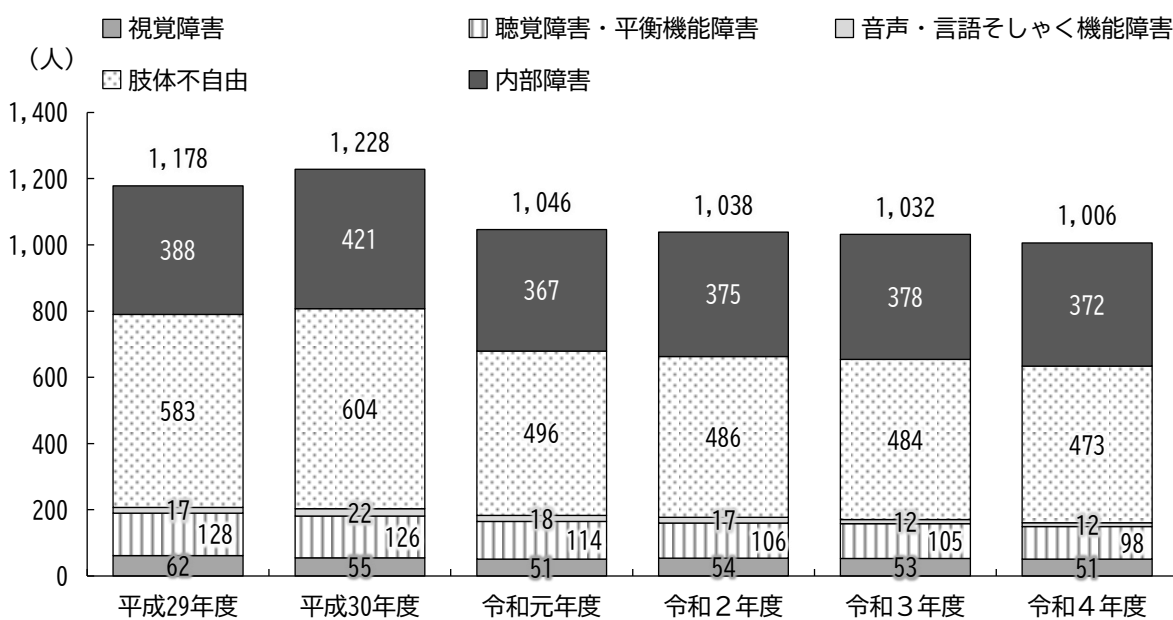
単位：人



資料：社会福祉課（各年度3月末日現在）

■身体障害者手帳所持者数の推移（部位別）

単位：人

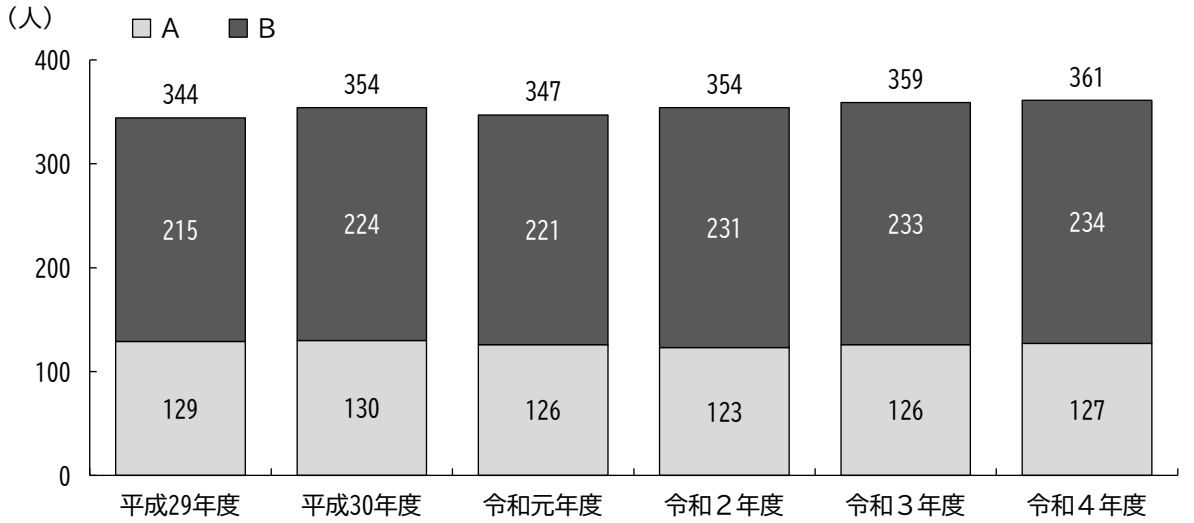


資料：社会福祉課（各年度3月末日現在）

(3) 療育手帳所持者の状況

療育手帳所持者の推移をみると、増加傾向にあり、令和4年度には361人となっています。BがAを上回って推移しており、増加傾向にあります。

■療育手帳所持者数の推移（等級別）



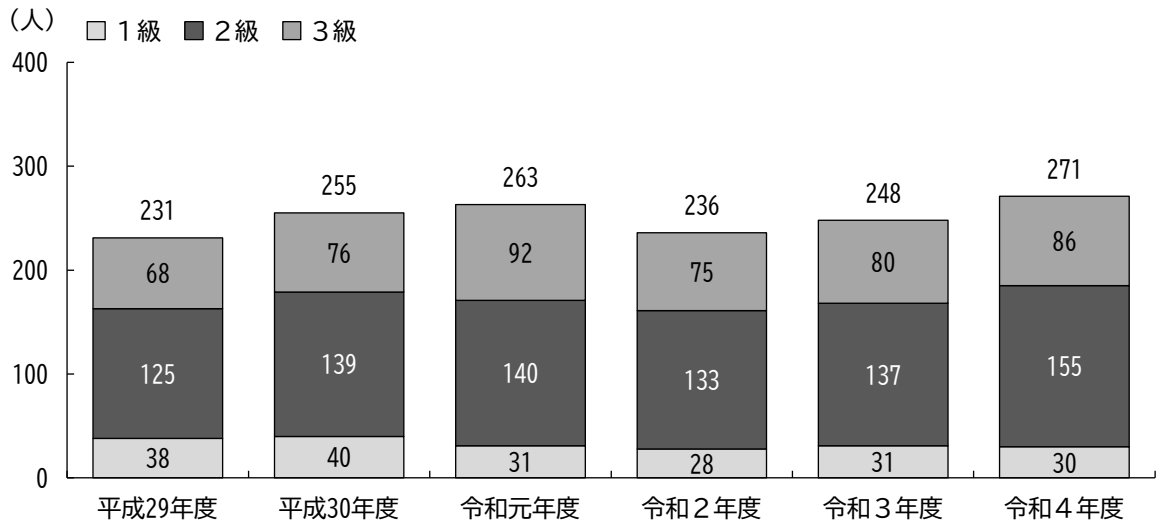
資料：社会福祉課（各年度3月末日現在）

(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者の推移をみると、増加傾向にあり、令和4年度には271人となっています。

1級が横ばいにある一方で、2級・3級は増加傾向にあります。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（等級別）



資料：社会福祉課（各年度3月末日現在）

(5) 特別支援教育の状況

障害児保育利用人数の推移をみると、令和元年度以降は1～3人で推移しています。

特別支援学級の学級数と人数の推移をみると、小学校では児童数が令和2年度以降40人台で、中学校では生徒数が令和元年度以降20人台で推移しています。

令和5年度の特別支援学校在籍者数は、小学生で19名、中学生で6名となっています。

■障害児保育利用人数の推移

単位：人

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害児保育利用人数	5	7	3	1	3	1	3※

資料：子育て支援課（各年度3月末日現在）※令和5年度は12月末日現在

■特別支援学級数・人数の推移

単位：上段…クラス
下段…人

		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学校	学級	20	18	20	19	20	16	13
	人数	35	33	38	40	47	40	45
中学校	学級	8	8	8	7	5	7	8
	人数	13	15	21	20	22	24	24

資料：教育総務課（各年度4月末日現在）

■特別支援学校在籍者数の状況（令和5年度）

単位：人

	小学生	中学生
角田支援学校	17	5
船岡支援学校 （柴田町）	2	0
光明支援学校 （仙台市泉区）	0	1

資料：教育総務課（令和5年4月1日現在）

(6) 雇用の状況

障害者雇用に関する状況をみると、法定雇用率達成企業の割合は6割台で推移しています。

■障害者雇用の状況

単位：①②…企業 ③…% ④…件

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
①対象企業数	48	51	51	48	57	54
②法定雇用率 達成企業数	30	36	34	33	36	35
③法定雇用率 達成企業の割合	62.5	70.6	66.7	68.8	63.2	64.8
④障害者就職件数※	108	134	131	99	116	76

資料：宮城労働局職業安定部職業対策課公表 障害者雇用のようす（各年度6月1日現在）
数値は全て大河原公共職業安定所管内で表示

※ 障害者就職件数は各年度3月末日現在 ただし令和4年度は令和5年1月31日現在

2 障害福祉に関するアンケート調査について

(1) 調査概要

より良い障害福祉を目指すべく、新たな計画を策定するための基礎資料として、障害者福祉に関するアンケート調査を実施しました。調査対象者と調査件数は、以下のとおりです。

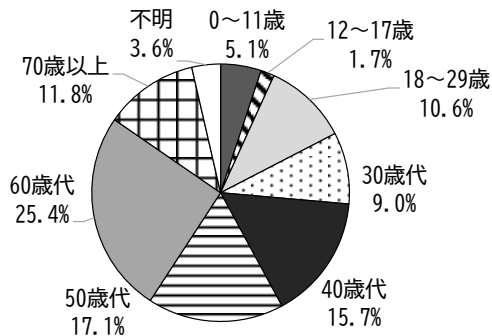
	障害のある人向けアンケート	障害のない人向けアンケート
調査対象者	市内に住所を有し身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している市民 800件	市内に住所を有し身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持していない市民 700件
調査期間	令和5年9月～10月	
調査方法	郵送配布／郵送回収及びウェブフォームによる回答	
回答者数	357件	288件
回収率	44.6%	41.1%

(2) 調査結果概要

回答者の属性は以下の通りです。

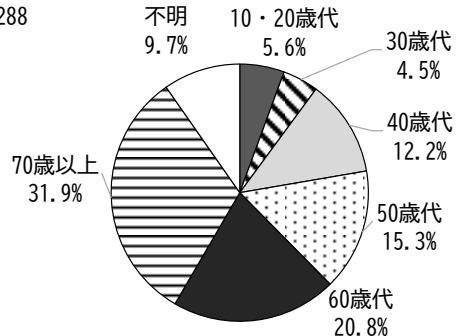
■【障害のある人向けアンケート】回答者の年齢

n=357



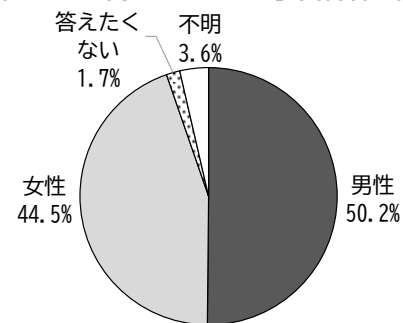
■【障害のない人向けアンケート】回答者の年齢

n=288



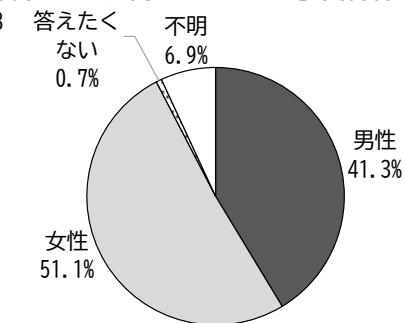
■【障害のある人向けアンケート】回答者の性別

n=357

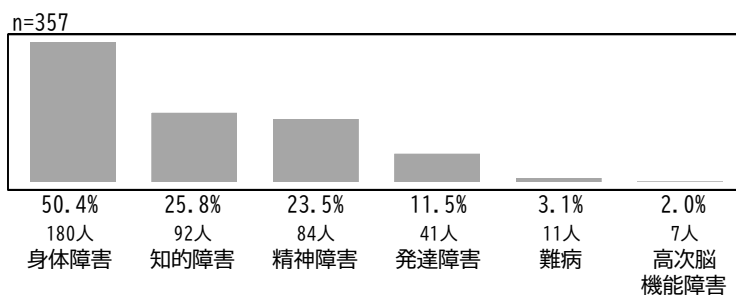


■【障害のない人向けアンケート】回答者の性別

n=288



■【障害のある人向けアンケート】障害の種類 ※重複回答あり



3 アンケートからみる角田市の課題

(1) 障害のある人の権利擁護の推進

- 差別の実感に関して、障害のある人向け調査では、精神障害や知的障害の方において、3割以上の方が「障害があることで差別や嫌な思いをすることがあった」と回答しています。精神障害や知的障害といった「見た目ではわかりづらい障害」は差別や偏見に苦しむ方も多く、さらなる理解の促進が求められます。[P65 表8-1 参照]
- 障害のない人向け調査では、障害者に対する理解を深めるために必要な取組として、「学校教育の中で障害に対する理解を深める」が最も高くなっており、学校教育やイベントなど、あらゆる機会を通じて交流の促進、幼少期からの理解啓発を進めるとともに、障害があっても地域活動等に参加しやすい環境づくりが求められます。[P67 表8-7 参照]
- 障害のある人向け調査では、日常生活自立支援事業と成年後見制度の認知度は3割前後にとどまっている一方で、利用状況・利用意向については、知的障害と発達障害で将来は利用したいとの意向が高くなっており、事業・制度の周知と利用促進が求められます。[P68 表9-1、9-2、9-3、9-4 参照]



(2) 福祉サービス等の生活支援について

- 障害のある人向け調査では、福祉サービスについて、「どんなサービスがあるのか知らない」との回答が多く、情報発信の方法の多様化等への対応が求められます。[P61 表6-2 参照]
- 障害のことや福祉サービスなどに関する情報の入手先については、「行政機関の広報紙」「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」、「家族や親せき、友人・知人」の順に多くなっているほか、障害ごとに傾向が異なっており、障害ごとの特徴にあった情報提供が求められます。[P62 表6-3 参照]
- 悩みや困りごとの相談先について、全体では「家族や親せき」「友人・知人」「かかりつけの医師や看護師」が高くなっています。また、相談機関の認知度について、「県南生活サポートセンターアサnte」と「仙南保健福祉事務所」の認知度が約50%前後と低くなっており、周知が求められます。「同じ立場の人に相談できる場づくり」や「電話による相談」の要望が高くなっており、相談方法の多様化や、ピアカウンセリングの体制の構築が望まれます。その他、相談機関や関係団体との連携、その周知が求められます。[P63・64 表7-1、7-2、7-3 参照]



(3) 社会参加について

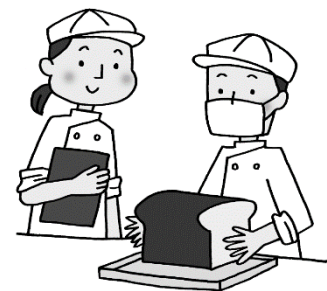
- 障害のある人向け調査では、近所の人とは「会えばあいさつするが、それ以上の話はしない」と答えた人が最も多く、近所付き合いが希薄になっている傾向があります。[P55 表2-1 参照]
- 障害のない人向け調査では、①地域の方たちが気軽に集まることができる場所や機会づくり、②住民自ら進んで日頃から相互のつながりをもつように心がけること、③行政区や自治会が中心となって住民相互の交流活動を積極的に進めることの3項目が特に住民相互の支えあいの仕組みづくりには必要だと考えられており、地域と協力しながら、障害を理解し支え合っていく機運を醸成することが求められます。[P55 表2-2 参照]
- 障害のある人向け調査では、外出の頻度について、全体では1週間に数回以上外出する人が8割を超える一方で、精神障害では「めったに外出しない」が他障害と比べて高くなっています。[P56 表3-1 参照]
- 外出の際に困ることについては、公共交通機関の少なさ、困ったときの対処を心配する声が多くなっているほか、身体障害では道路や駅に階段や段差が多いこと、知的障害と精神障害では「周囲の目が気になる」ことへの悩みがあり、交通環境の充実、ユニバーサルデザインの推進、公共空間での合理的配慮の推進等が求められます。[P57 表3-3 参照]
- 余暇活動や社会的活動を行うために、全体では「経済的な余裕」「付き添いをする人」「誘ってくれる仲間」が必要と考えられており、また、知的障害、発達障害では「付き添いをする人」が、身体障害、精神障害では「経済的な余裕」が求められています。障害のある人が活動に参加しやすくなる機運や仕組みが求められます。

[P58 表4-2 参照]



(4) 就労支援について

- 障害のある人向け調査では、働いている人の勤務形態について、知的障害と精神障害ではパート・アルバイト等の非常勤などの非正規雇用が約半数と高くなっており、正規雇用への移行促進が求められます。[P59 表5-2 参照]
- 障害のある人向け調査では、障害者の就労支援として①職場の障害者理解、②職場の上司や同僚に障害の理解があること、③通勤手段の確保が必要と考えられており、企業への理解促進が求められます。[P60 表5-3 参照]
- 障害者の就労の促進については、法定雇用率の引き上げや合理的配慮の提供義務の拡大といった法整備が進められており、本人の希望を叶えるための雇用環境の充実が求められます。



(5) 安全なまちづくりについて

- 障害のある人向け調査では、避難行動要支援者等支援制度の認知度について、全体の約6割の方が「知らない」と回答しており、周知に課題がみられます。[P69 表10-2 参照]
- 地震や台風等の大きな災害が起きた場合に心配なことについて、約4割が「避難所で、障害にあった対応をしてくれるか心配」と回答しています。避難所のような多くの人が集まる、知らない場所という環境は、知的障害や精神障害の方にとって大きなストレスになることが懸念されるため、安心して避難できる環境の整備（密にならない環境や仕切りの準備等）や、福祉サービス事業所と連携した福祉避難所の確保・周知の推進が求められます。[P69 表10-1 参照]



(6) まちづくり全般について

- 障害のある人向け調査では、障害のある人にとって暮らしやすいまちにするために充実すべきことについて、「年金や手当等の充実」、「障害のある人に対する社会の理解を深めるための啓発や人権教育の充実」、「通院・治療のための医療費の助成」が多くあげられ、経済的支援や市民への理解・啓発が求められます。[P71 表11-1 参照]
- 障害のある人向け調査（18歳未満）では、障害のある子どもたちやその家族が暮らしやすくなるために必要だと思うことについて、「手当や年金制度の充実」、「親が働き続けることができること」、「障害に詳しい医療機関の充実」の順に多く、就労・経済的支援や医療機関の充実が求められています。また、約5割が「保育所・幼稚園・小中学校等での受入れ環境の整備」と回答しており、受け入れ体制の充実が求められます。[P72 表11-2 参照]



第3章 計画の基本的考え方

1 基本理念

これまでの計画では、「障害がある人もない人も ともにふれあうまち かくだ」を基本理念に掲げ、サービス提供及び事業を進めてきました。

今回、令和4年に策定した本市の最上位計画である「角田市第6次長期総合計画」では、「市民力咲き誇る。角田市[※] ～安心して、いきいきと、誇らしく暮らせるまち～」を目指すまちな姿とし、重点的・優先的な取組をまとめた重点プロジェクトのひとつとして、地域共生の視点から「ともに生き、活かし合うまちづくり」を位置づけています。

本計画における基本理念は、この考え方を継承するとともに、国の障害者基本計画（第5次）の基本理念を踏まえ下記のように設定することとしました。

基本理念

ともに生き、活かし合うまちづくり



2 基本目標

基本理念を実現するための目標として、3つの基本目標を設定します。

基本目標1

誰もが認めあえるまちづくり

障害のある人の人権が守られるとともに、誰もが分け隔てなく交流することができるまちを目指します。

基本目標2

自分らしく活躍できるまちづくり

誰もが自分の意志で選択し、持つ能力を地域や社会で十分に生かすことのできるまちを目指します。

基本目標3

安心して快適に暮らせるまちづくり

日常生活の安全や気軽に外出できる環境、いざという時に支えてくれる環境のあるまちを目指します。

3 施策の体系

基本理念

ともに生き、活かし合うまちづくり

基本施策	主 な
1 啓発・広報	1-1 心のバリアフリーの普及・啓発
	1-2 地域福祉活動・ボランティア活動との連携
2 情報提供・相談	2-1 情報提供の充実
	2-2 相談支援の充実
3 保健・医療・福祉サービス	3-1 障害者医療の支援体制の充実
	3-2 精神障害者等への支援の充実
	3-3 サービス提供体制の整備
	3-4 家族等への支援の充実
4 療育・保育・教育	4-1 療育と保護者への支援の充実
	4-2 保育・教育環境の充実
5 雇用・就労	5-1 就労支援の推進
	5-2 就労機会の充実
6 スポーツ・文化・学習活動	6-1 障害者スポーツの促進
	6-2 文化・芸術活動の振興
	6-3 生涯学習の推進
7 安全・安心	7-1 権利擁護の推進
	7-2 防犯・防災対策の充実
8 生活環境	8-1 多様な住環境の整備
	8-2 道路・建物等のバリアフリー化の推進
	8-3 移動・交通の支援

基本目標

- 1 誰もが認めあえるまちづくり
- 2 自分らしく活躍できるまちづくり
- 3 安心して快適に暮らせるまちづくり

取組

1-1-1 障害に関する普及・啓発活動 1-1-2 福祉教育の推進	1-1-3 交流・ふれあいの促進
1-2-1 身近な地域における支え合いの促進	1-2-2 ボランティア等の育成・確保
2-1-1 情報提供体制の充実	2-1-2 図書館等における情報アクセシビリティの向上
2-2-1 相談支援体制の充実	2-2-2 広域的な相談支援体制の強化
3-1-1 障害者が安心して受診できる医療環境の充実	3-1-2 リハビリテーションの充実
3-2-1 精神保健対策の充実	3-2-2 発達障害者及び高次脳機能障害者への支援の充実
3-3-1 障害福祉サービス・地域生活支援事業等の利用促進 3-3-2 ソーシャルワーク機能の充実	3-3-3 「地域共生社会」の実現に向けた取組の推進 3-3-4 経済的支援の推進
3-4-1 当事者団体への支援	3-4-2 ヤングケアラー等への支援
4-1-1 早期発見と早期療育体制の確保 4-1-2 関係機関との連携による療育支援の充実 4-1-3 相談支援体制の強化	4-1-4 医療的ケア児とその保護者への支援の推進 4-1-5 児童発達支援・障害児通所支援の充実 4-1-6 保護者に対する支援の充実
4-2-1 保育・教育・福祉・保健の連携の強化 4-2-2 専門的な保育士等の確保及び理解の促進	4-2-3 学校施設・設備のバリアフリー化の推進
5-1-1 一般就労（障害者雇用）の促進 5-1-2 就労に関する相談支援の推進	5-1-3 特別支援学校等と連携した就職支援の推進
5-2-1 就労系サービスの提供 5-2-2 角田市における雇用の促進	5-2-3 雇用の拡大に向けた啓発等の推進 5-2-4 就労支援施設との連携の推進
6-1-1 障害者スポーツの促進	
6-2-1 文化・芸術活動の推進	
6-3-1 生涯学習の推進	
7-1-1 成年後見制度の利用促進 7-1-2 日常生活自立支援事業（まもりーぶ事業）の普及 7-1-3 障害者虐待防止の推進	7-1-4 障害者差別禁止に関する普及・啓発 7-1-5 意思疎通や意思決定への支援の充実
7-2-1 防犯知識の普及 7-2-2 防災知識の普及 7-2-3 避難行動要支援者等支援制度の充実	7-2-4 福祉避難所の整備 7-2-5 防災・防犯に関する情報発信の充実
8-1-1 住宅の整備・改善に対する支援 8-1-2 住居等に関する支援	8-1-3 共同生活援助（グループホーム）の利用に関する支援
8-2-1 ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進 8-2-2 歩行環境の整備	8-2-3 公共交通機関の事業者への要望 8-2-4 バリアフリー情報の提供の推進
8-3-1 福祉運送の実施 8-3-2 自動車利用に対する支援	8-3-3 福祉タクシー券の助成 8-3-4 ガイドヘルパーの派遣

第4章 障害者計画

I 啓発・広報

今後の方向性

障害のある人もない人も分け隔てられることなく、個人として互いに尊重し合い、様々な人と関わりながら共に暮らせる地域づくりを推進します。

そのため、幼児期からの福祉教育等普及・啓発活動（心のバリアフリー）を進めるとともに、地域福祉活動及びボランティア活動を促進していきます。

また、市が策定した「第2期角田市地域福祉計画」、市社会福祉協議会が策定した「第2期地域福祉活動計画」による地域福祉活動との連携強化を図ります。

主な取組

| 担当課・組織 | 社会福祉課・教育総務課・生涯学習課・社会福祉協議会

I-1 心のバリアフリーの普及・啓発

1-1-1 障害に関する普及・啓発活動

- 広報かくだや市ホームページ等を活用したノーマライゼーションの普及・啓発
- 障害者週間における障害の理解・啓発活動
- ヘルプマーク等の普及・啓発による、見た目では伝わりにくい障害への理解促進

1-1-2 福祉教育の推進

- 教育活動全般を通じた心のバリアフリー学習の推進

1-1-3 交流・ふれあいの促進

- 地域における様々な団体等と連携した障害者理解の普及
- 地域で暮らす障害のある人と障害のない人の交流機会の充実

1-2 地域福祉活動・ボランティア活動との連携

1-2-1 身近な地域における支え合いの促進

- 地域福祉活動との連携強化
- 身近な地域における支え合いの促進
- 民生委員・児童委員への理解促進、連携強化、活動支援

1-2-2 ボランティア等の育成・確保

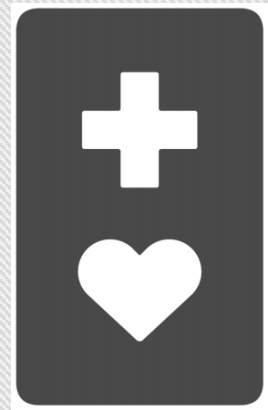
- ボランティア活動団体・グループへの支援
- あらゆる世代へのボランティア活動の参加促進

「心のバリアフリー」とは

「障害」は個人の心身機能の障害と社会的障壁の相互作用によって創り出されているものであり、社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという「障害の社会モデル」を全ての人が理解し、それを自らの意識に反映させ、具体的な行動を変えることで、社会全体の人々の心のあり方を変えていくことです。(首相官邸HPより)

ヘルプマーク

援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない人がカバンなどに付けて持ち歩くことで、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせ、緊急時などの際に援助を得やすくするためのマークです。




ヘルプカード

障害のある人が緊急時や災害時、日常生活の中で困ったときに、周囲の人に示すことで必要な支援や配慮を求めやすくするためのものです。

内部障害や知的障害など、目に見えにくい障害がある人でも、周囲の支援や配慮を受けやすくなります。

記載する項目

苦手なこと・できないこと	あなたの支援が必要です <h3>ヘルプカード</h3>  角田市
記入日 年 月 日 氏名 男・女 生年月日 年 月 日 住所 【緊急連絡先】 氏名 電話番号	障害・病名 症状 かかりつけ医療機関 病院名 主治医 電話番号

2 情報提供・相談

今後の方向性

地域で暮らす障害者が安心して生活できるよう、一人一人の状態に合わせた情報提供体制の整備を進めるとともに、障害の特性に応じたきめ細かな相談に応じられるよう関係機関と連携して相談支援体制の充実、強化に努めます。

主な取組

| 担当課・組織 | 社会福祉課・図書館・社会福祉協議会

2-1 情報提供の充実

2-1-1 情報提供体制の充実

- 広報かくだや市ホームページの福祉関連情報の充実及び提供機会の増加
- 関係団体との連携による情報提供方法の多様化

2-1-2 図書館等における情報アクセシビリティの向上

- 点字図書や電子書籍の導入による障害者に配慮したサービスの充実

2-2 相談支援の充実

2-2-1 相談支援体制の充実

- 障害の特性に応じた相談支援の充実
- ピアカウンセリングの促進

2-2-2 広域的な相談支援体制の強化

- 仙南地域障害者基幹相談支援センターとの連携強化
- 仙南地域自立支援協議会の充実
- 障害福祉サービス事業者、教育、医療等の支援者の連携強化

3 保健・医療・福祉サービス

今後の方向性

障害者が地域で安心して生活するため、障害の状態や生活の実態に応じ、身近な地域において必要な医療的支援を受けられるよう、医療・保健・福祉・教育等の関係機関と連携し、医療に対する支援体制の充実を図ります。

また、施設や病院から地域へ移行する精神障害者等への支援を進めるとともに、発達障害者、高次脳機能障害者等への支援の充実を図ります。

さらに、ひきこもりの状態にある精神障害者等が、孤立することなく地域で暮らすことができるよう、アウトリーチの活用を含めた支援を行います。

主な取組

| 担当課・組織 | 社会福祉課・健康長寿課・子育て支援課・教育総務課

3-1 障害者医療の支援体制の充実

3-1-1 障害者が安心して受診できる医療環境の充実

- 医療機関に関する情報提供
- 乳幼児発達相談や訪問指導の実施
- 精神保健に関する専門的な各種相談等窓口に関する情報提供

3-1-2 リハビリテーションの充実

- 医療・保健・福祉・教育などの関係機関とのネットワークの充実によるリハビリテーション基盤の確保

3-2 精神障害者等への支援の充実

3-2-1 精神保健対策の充実

- 精神保健に係る相談支援体制の充実
- 精神保健に関する知識の普及・啓発

3-2-2 発達障害者及び高次脳機能障害者への支援の充実

- 発達障害及び高次脳機能障害についての理解促進
- 各種障害福祉サービスの情報提供、利用調整支援

3-3 サービス提供体制の整備

3-3-1 障害福祉サービス・地域生活支援事業等の利用促進

- 各種障害福祉サービスの情報提供、利用調整支援
- サービス提供事業者間の連携強化、資質向上等を目的とした研修機会の提供
- 新規事業者の参入促進

3-3-2 ソーシャルワーク機能の充実

- 関係機関の職員等のソーシャルワーク技術の向上
- 多様化する社会的資源のネットワーク機能の強化

3-3-3 「地域共生社会」の実現に向けた取組の推進

- 「地域共生社会」の実現に向けて、重層的支援体制整備事業等の取組推進

3-3-4 経済的支援の推進

- 医療費助成制度、各種手当等の周知及び実施

3-4 家族等への支援の充実

3-4-1 当事者団体への支援

- 当事者団体の活動支援及び周知

3-4-2 ヤングケアラー等への支援

- 関係機関との連携による適切なサービス提供
- ヤングケアラーなどの状況把握及び対象者に応じた適切な支援

4 療育・保育・教育

今後の方向性

子どもの障害について、一人ひとりの障害特性や個性を考慮するとともに、本人や保護者の希望を尊重した上で早期発見・早期支援を行い、一貫した方針で支援できる体制づくりを推進します。

また、障害のある子どもも、障害のない子どもと地域で共に適切な教育が受けられるよう教育環境の整備を図るとともに、共に育ち、学ぶ保育・教育の理念の推進を図ります。

そのほか、医療的ケア児やその保護者への支援の充実を図ります。

主な取組

| 担当課・組織 | 社会福祉課・子育て支援課・教育総務課・健康長寿課・社会福祉協議会

4-1 療育と保護者への支援の充実

4-1-1 早期発見と早期療育体制の確保

- 乳幼児健康診査の受診促進及び内容の充実
- 疾病や障害の早期発見
- 気軽に相談できる体制確保

4-1-2 関係機関との連携による療育支援の充実

- 医療機関、福祉事務所、児童相談所等との連携強化
- 適切な指導及び療育支援の情報提供

4-1-3 相談支援体制の強化

- 福祉、医療等の関係機関との連携・協力による支援体制の充実
- こども家庭センターの設置による相談支援体制の強化

4-1-4 医療的ケア児とその保護者への支援の推進

- 医療的ケア児のニーズの把握
- 医療的ケア児等コーディネーターの効果的な配置及び関係機関の協議の場の充実
- 在宅の超重症心身障害児等を介護する家族の精神的・身体的負担の軽減を目的とした支援

4-1-5 児童発達支援・障害児通所支援の充実

- 児童発達支援センターの設置推進
- 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

4-1-6 保護者に対する支援の充実

- 療育相談の実施
- 保護者の精神的・身体的負担の軽減を目的とした日中一時支援事業等の周知

4-2 保育・教育環境の充実

4-2-1 保育・教育・福祉・保健の連携の強化

- 交流機会の確保、支援の強化、保育所等における障害児の受入れ体制の整備
- 相談支援体制の充実

4-2-2 専門的な保育士等の確保及び理解の促進

- 市立小・中学校に配置している特別支援教育支援員の資質の向上
- インクルーシブ教育等に対する保育士等の理解促進

4-2-3 学校施設・設備のバリアフリー化の推進

- 必要に応じた学校施設・設備の整備

5 雇用・就労

今後の方向性

地域における自立と社会参加を促進するため、関係機関と連携し、雇用・就労に関する相談・支援の充実を図り、障害者自身の意思を尊重しながら、適性や能力に応じた就労を支援します。

また、企業に対する障害者雇用の理解を促進し、障害者雇いを推進します。

主な取組

| 担当課・組織 | 社会福祉課・総務課・商工観光課・農林振興課

5-1 就労支援の推進

5-1-1 一般就労(障害者雇用)の促進

- 仙南地域自立支援協議会やハローワークなど関係機関との連携
- 企業等に対する障害者雇用、就労定着支援事業等の理解促進
- ハローワーク等の関係機関と連携したトライアル雇用制度の活用

5-1-2 就労に関する相談支援の推進

- 専門機関と連携した就労の選択・定着に係る相談等支援

5-1-3 特別支援学校等と連携した就職支援の推進

- 特別支援学校等と連携し職業体験や就職相談等の支援

5-2 就労機会の充実

5-2-1 就労系サービスの提供

- 一般就労に必要な知識や能力向上のために必要な訓練を行う就労移行支援事業の提供
- 障害者の特性に合った就労継続支援事業の提供
- 農福連携の推進

5-2-2 角田市における雇用の促進

- 障害者雇用の促進

5-2-3 雇用の拡大に向けた啓発等の推進

- 障害者雇用に関する広報・啓発や各種制度の情報提供
- 合理的配慮に関する情報提供

5-2-4 就労支援施設との連携の推進

- 障害者優先調達推進法に基づく物品及びサービスの優先調達の推進
- 製品販売を通じた障害者との交流機会の拡大や理解促進及び工賃向上支援

6 スポーツ・文化・学習活動

今後の方向性

障害者の社会参加を促進するため、スポーツ・レクリエーション及び文化・芸術活動の機会を提供するとともに、障害者が分け隔てられることなく参加できる事業を推進し、余暇活動、生涯学習活動を通じた社会参加を支援します。

主な取組

| 担当課・組織 | 社会福祉課・生涯学習課・社会福祉協議会

6-1 障害者スポーツの促進

6-1-1 障害者スポーツの促進

- 地域の団体と連携し、障害者がスポーツを楽しめる機会の提供
- 障害のある人もスポーツに取組めるような施設・設備の工夫

6-2 文化・芸術活動の振興

6-2-1 文化・芸術活動の推進

- 障害者の作品展や音楽会等、文化・芸術活動の発表の場の充実
- 様々な文化・芸術活動の場に参加しやすいような環境づくり

6-3 生涯学習の推進

6-3-1 生涯学習の推進

- 障害の有無にかかわらず参加できるような生涯学習関連施策の推進

7 安全・安心

今後の方向性

地域で暮らす障害者が安心して生活できるよう、成年後見制度の利用促進、障害者虐待防止の推進、障害者差別の禁止に関する普及・啓発を行うなど、全ての障害者の権利・利益の保護に努めます。

また、災害等の緊急時に、障害者へ必要な情報が迅速かつ的確に伝えられるよう連絡体制を整備し、障害者に対する防災対策の強化を図るため、避難行動要支援者等支援制度を充実します。

さらに、普段の暮らしにおいても防災対策や防犯対策の充実を図ることにより、障害者の安全を確保します。

主な取組

| 担当課・組織 | 社会福祉課・防災安全課・社会福祉協議会

7-1 権利擁護の推進

7-1-1 成年後見制度の利用促進

- 成年後見制度利用支援事業の周知及び利用支援
- 市民後見人の活用を含めた法人後見活動の推進

7-1-2 日常生活自立支援事業(まもりーぶ事業)の普及

- 日常生活自立支援事業(まもりーぶ)の周知及び利用支援

7-1-3 障害者虐待防止の推進

- 基幹相談支援センターなど関係機関と連携した障害者虐待防止の推進

7-1-4 障害者差別禁止に関する普及・啓発

- 障害者の権利の尊重と障害に対する理解の向上
- 差別の解消や合理的配慮の提供に関する取組の推進

7-1-5 意思疎通や意思決定への支援の充実

- 手話通訳者・要約筆記者を派遣する意思疎通支援事業の実施
- 手話奉仕員の確保に向けた養成講座の開催

7-2 防犯・防災対策の充実

7-2-1 防犯知識の普及

- 被害防止のための防犯教育への参加促進
- 相談窓口の周知

7-2-2 防災知識の普及

- 角田市防災マップ等の活用による防災意識の向上
- 地域における防災訓練の参加促進

7-2-3 避難行動要支援者等支援制度の充実

- 避難行動要支援者等支援制度の周知
- 個別避難計画の作成支援

7-2-4 福祉避難所の整備

- 福祉避難所のあり方検討
- 障害の特性に応じた福祉的なサービスの提供体制づくり
- 一般避難所における障害者への配慮

7-2-5 防災・防犯に関する情報発信の充実

- 「かくだ安全・安心メール」登録の推進

8 生活環境

今後の方向性

障害の特徴に応じた住まいの確保に向け、家族環境の多様化への対応を図るとともに、施設等から地域生活へ移行する障害者を支援するため、共同生活援助（グループホーム）の利用、既存住宅の改善に対する補助等の支援を行います。

さらに、障害者が生活しやすい安全なまちづくりを進めるため、道路・建物等におけるバリアフリー化やバリアフリー情報の提供を推進します。

主な取組

| 担当課・組織 | 社会福祉課・建築住宅課・都市整備課・社会福祉協議会

8-1 多様な住環境の整備

8-1-1 住宅の整備・改善に対する支援

- 地域生活支援事業（日常生活用具給付等事業）の周知及び利用促進

8-1-2 住居等に関する支援

- 地域定着支援の利用促進
- 相談支援事業所と連携した賃貸住宅等への入居調整等の支援

8-1-3 共同生活援助(グループホーム)の利用に関する支援

- グループホームの整備促進

8-2 道路・建物等のバリアフリー化の推進

8-2-1 ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進

- バリアフリー化の促進、ユニバーサルデザインの導入
- 公共施設での身体障害者用駐車スペースの確保

8-2-2 歩行環境の整備

- 歩道の段差解消等、障害者が安全に通行できる歩行環境の整備及び確保

8-2-3 公共交通機関の事業者への要望

- 障害者に配慮した設備の導入要望

8-2-4 バリアフリー情報の提供の推進

- 市ホームページ等を活用したバリアフリーに関する情報提供

8-3 移動・交通の支援

8-3-1 福祉運送の実施

- 車椅子等利用の公共交通機関利用困難者向け送迎サービス事業を実施

8-3-2 自動車利用に対する支援

- 心身障害者自動車等燃料費助成事業を実施
- 自動車運転免許取得費・自動車改造費助成事業

8-3-3 福祉タクシー券の助成

- 福祉タクシー助成事業を実施

8-3-4 ガイドヘルパーの派遣

- ガイドヘルパー派遣事業を実施

第5章 障害福祉計画・障害児福祉計画

I 成果目標

(1) 施設入所者の地域生活への移行

国の基本指針
<ul style="list-style-type: none"> ・地域移行者数: 令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域移行 ・施設入所者数: 令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減

前計画の達成状況

項目	令和元年度 (基準値)	令和5年度 (目標値)	令和5年度 (実績値見込)
施設入所者数	48人	47人	51人

本計画の目標値

項目	数値	考え方
【実績】 施設入所者数 (A)	52人	令和4年度末時点
【成果目標】 地域生活への移行者数 (B)	3人	令和8年度末時点の施設入所から GH 等への地域移行者数 (割合については、地域生活移行者数を全入所者で除した値)
	5.8%	
【成果目標】 施設入所者の削減数 (C)	3人	令和8年度末時点の削減見込者数 (割合については削減見込数を全入所者で除した値)
	5.8%	

- 地域全体で支えるサービス提供体制の構築を図ります。
- 市民の障害理解促進のため啓発活動に努めます。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本指針（都道府県で設定）
・精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数:325.3日以上
・精神病床における1年以上入院患者数
・精神病床における早期退院率:3か月後 68.9%以上、6か月後 84.5%以上、1年後 91.0%以上

前計画の達成状況

項目	令和5年度 (目標値)	令和5年度 (実績値見込)
市町村ごとの協議の場の設置	1か所	1か所
圏域ごとの協議の場の設置	1か所	1か所

本計画の目標値

項目	数値 (令和8年度末時点)	考え方
【成果目標】 保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数	1回/年	市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場の1年間の開催回数の見込を設定する。
【成果目標】 協議の場における関係者ごとの参加者数	8人	市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごと（医療にあっては、精神科及び精神科以外の医療機関別）の参加者数の見込を設定する。
【成果目標】 保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回/年	市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場における目標設定及び評価の実施回数を見込を設定する。
【成果目標】 精神障害者の地域移行支援の利用者数	1人/年	現に利用している精神障害者の数、精神障害者等のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域移行支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込を設定する。
【成果目標】 精神障害者の地域定着支援の利用者数	1人/年	現に利用している精神障害者の数、精神障害者のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に地域定着支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込を設定する。
【成果目標】 精神障害者の共同生活援助の利用者数	19人/年	現に利用している精神障害者の数、精神障害者のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に共同生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込を設定する。
【成果目標】 精神障害者の自立生活援助の利用者数	0人/年	現に利用している精神障害者の数、精神障害者のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に自立生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込を設定する。
【成果目標】 精神障害者の自立訓練（生活訓練）の利用者数	1人/年	現に利用している精神障害者の数、精神障害者のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に自立訓練（生活訓練）の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込を設定する。

- 保健・医療・福祉等関係者による協議の場で議論の充実を図ります。

(3) 地域生活支援の充実

国の基本指針
<ul style="list-style-type: none"> ・各市町村又は圏域において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと ・強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること

前計画の達成状況

項目	令和5年度 (目標値)	令和5年度 (実績値見込)
地域生活支援拠点等の整備	1か所	1か所
地域生活支援拠点等の機能の充実にに向けた検証及び検討の年間実施数	年3回以上	年3回

本計画の目標値

項目	数値	考え方
地域生活支援拠点の整備	1か所	令和8年度末時点の設置か所数 仙南圏域で整備済み
コーディネーターの配置人数	1人	令和8年度末時点の配置人数
運営状況の検証・検討回数	年4回以上	令和8年度末時点の検証・検討回数
強度行動障害を有する方への支援体制の整備	1か所	令和8年度末までに仙南圏域で支援体制を整備する

- 仙南圏域で共同整備をしている地域生活支援拠点には、今後もコーディネーター配置を行い、課題の検討や運用状況の検証を行います。
- 強度行動障害を有する方への支援体制の整備も仙南圏域で協議を行います。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

国の基本指針
①一般就労への移行者数:令和3年度実績の1.28倍以上 ・①のうち、就労移行支援事業による一般就労への移行者数:令和3年度実績の1.31倍以上 ・①のうち、就労継続支援A型事業による一般就労への移行者数:令和3年度実績の1.29倍以上 ・①のうち、就労継続支援B型事業による一般就労への移行者数:令和3年度実績の1.28倍以上 ②地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制を構築するため、協議会(就労支援部会)等を設けて取組を推進 ③就労定着支援事業の利用者数:令和3年度末実績の1.41倍以上 ④就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所:就労移行支援事業所の5割以上 ⑤就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合:2割5分以上

前計画の達成状況

項目	令和5年度 (目標値)	令和5年度 (実績値見込)
令和5年度の一般就労移行者数	4人	2人
令和5年度において一般就労に移行した者のうち就労移行支援事業を利用した人数	2人	0人
令和5年度において一般就労に移行した者のうち就労継続支援A型事業を利用した人数	1人	1人
令和5年度において一般就労に移行した者のうち就労継続支援B型事業を利用した人数	1人	1人
就労移行支援事業所を利用し一般就労へ移行した障害者が令和5年度末時点で就労定着支援を利用する割合	7割以上	4割
令和5年度末時点で就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所の割合	7割以上	2割

本計画の目標値

① 福祉施設から一般就労への移行者数

項目	数値	考え方
【実績】 一般就労移行者数	4人	令和3年度に福祉施設を退所し一般就労した人数
【成果目標】 一般就労移行者数	6人	令和8年度に福祉施設を退所し一般就労した人数
	1.5倍	

①-1 就労移行支援事業による一般就労への移行者数

項目	数値	考え方
【実績】 一般就労移行者数	2人	令和3年度において就労移行支援事業を利用し、一般就労した人数
【成果目標】 一般就労移行者数	2人	令和8年度に就労移行支援事業所を退所し、一般就労した人数
	1.0倍	

①-2 就労継続支援 A 型事業から一般就労への移行者数

項目	数値	考え方
【実績】 一般就労移行者数	2人	令和3年度において就労継続支援 A 型事業所を退所し、一般就労した人数
【成果目標】 一般就労移行者数	3人	令和8年度に就労継続支援 A 型事業所を退所し、一般就労した人数
	1.5倍	

①-3 就労継続支援 B 型事業から一般就労への移行者数

項目	数値	考え方
【実績】 一般就労移行者数	0人	令和3年度において就労継続支援 B 型事業所を退所し、一般就労した人数
【成果目標】 一般就労移行者数	1人	令和8年度に就労継続支援 B 型事業所を退所し、一般就労した人数
	-倍	

②地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制を構築するための協議会(就労支援部会)等を設けて取組を推進

項目	数値	考え方
【成果目標】 就労支援部会の設置の有無	有	仙南地域自立支援協議会に部会設置済

③就労定着支援事業利用者数

項目	数値	考え方
【実績】 就労定着支援事業利用者数	3人	令和3年度の就労定着支援事業利用者数
【成果目標】 就労定着支援事業利用者数	4人	令和8年度の就労定着支援事業利用者数
	1.3倍	

④就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合

項目	数値	考え方
【成果目標】 就労移行支援事業所の割合	5割	令和8年度の就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労移行者が5割以上になる就労移行支援事業所の割合

⑤就労定着率7割以上の就労定着支援事業所数

項目	数値	考え方
【成果目標】 就労定着支援事業所の割合	2割5分	令和8年度の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合

- 関係機関と連携し、一般就労を希望する障害者と企業をつなげる機会を提供します。
- 一般就労へ移行する障害者に就労定着支援事業の利用を勧奨します。

(5) 相談支援体制の充実・強化等

国の基本指針
<ul style="list-style-type: none"> ・各市町村において、基幹相談支援センターを設置 ・協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う

前計画の達成状況

項目	令和5年度 (目標値)	令和5年度 (実績値見込)
障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施	実施	実施
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言 指導・助言件数	4回	4回
地域の相談支援事業者の人材育成の支援 支援件数	3回	3回
地域の相談機関との連携強化の取組の実施 実施回数	3回	3回

本計画の目標値

項目	数値	考え方
基幹相談支援センターの設置	1か所	令和8年度までの設置 仙南圏域で設置済み
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	60件	件数/年
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	36件	件数/年
基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	36回	回/年
基幹相談支援センターによる個別事例の支援内容の検証の実施回数	3回	回/年
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数	1人	人/年
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数及び参加事業者・機関数	3回 15事業者	実施回数 回/年 参加事業者・機関数/年
協議会の専門部会の設置数及び実施回数	1か所 5回	令和8年度までの設置 仙南圏域で設置済み 回/年

- 関係機関が連携し総合的・専門的な相談支援を実施する体制を確保します。
- 人材育成の支援に取り組み地域の相談支援体制を強化します。

(6) 障害児支援の提供体制の整備等

国の基本指針
<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童発達支援センターを各市町村または圏域に1カ所以上設置 ・ 全ての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容を推進する体制を構築 ・ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等を各市町村または圏域に1カ所以上確保

前計画の達成状況

項目	令和5年度 (目標値)	令和5年度 (実績値見込)
児童発達支援センターの設置	1カ所	0カ所
保育所等訪問支援サービス 提供事業所数	1カ所	1カ所
重症心身障害児支援可能事業所数	1カ所	1カ所
重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所数	1カ所	1カ所
医療的ケア児支援に関する関係機関の協議の場	1場数	1場数
医療的ケア児支援に関するコーディネーターの配置数	1人	2人

本計画の目標値

項目	数値	考え方
【成果目標】 児童発達支援センターの設置数	1カ所	令和8年度末までの設置カ所数
【成果目標】 障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進体制の構築	1カ所	令和8年度末までに体制構築
【成果目標】 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等の設置数	1カ所	令和8年度までの設置事業所数
【成果目標】 主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所等の設置数	1カ所	令和8年度までの設置事業所数
【成果目標】 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置数	1カ所	令和8年度までの設置数 仙南圏域で設置済み
【成果目標】 医療的ケア児支援に関するコーディネーターの配置数	2人	令和8年度末の配置数 仙南圏域で設置・配置済み

- 仙南圏域で協議・連携し、設置及び体制整備に努めます。

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

国の基本指針
・各都道府県及び各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築

前計画の達成状況

項目	令和5年度 (目標値)	令和5年度 (実績値見込)
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数	4人	3人
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制及び回数	有 1回	無 0回

本計画の目標値

項目	数値	考え方
【成果目標】 都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数	4人	令和8年度の参加人数
【成果目標】 障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制	整備	令和8年度までに整備
【成果目標】 障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有回数	2回	令和8年度の実施回数

- 市内の障害福祉関係事業所が情報共有できる体制をつくり、サービス利用の傾向等も踏まえた情報の提供に努めます。

2 成果指標

(1) 訪問系サービス

◆サービス内容

サービス名	内容
居宅介護（ホームヘルプ）	居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由で常に介護を必要とする方に、居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行います。
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等につき、外出時において、当該障害者等と同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護、その他の当該障害者等が外出する際に必要な援助を適切かつ効果的に行います。
行動援護	知的障害者又は精神障害者が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護、その他行動する際に必要な援助を行います。
重度障害者等包括支援	重度の障害者等に対し、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助及び共同生活援助を包括的に提供します。

◆サービス実績と見込

サービス名	単位	実績値			見込値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	時間/月	699	648	635	680	680	680
	人/月	29	23	29	30	30	30

- 精神障害者や施設入所者の地域移行により居宅介護の需要も増えることが予想されるため、退院・退所後の生活が円滑にできるように、サービス提供事業所への働きかけや新規事業所の参入を促し十分なサービスの確保に努めます。
- 適切なサービス提供体制の充実を図るため、介護保険制度等の他制度と連携を図ります。

(2) 日中活動系サービス

◆サービス内容

サービス名	内容
生活介護	障害者支援施設等において、入浴、排せつ及び食事等の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他必要な援助を要する障害者であって、常時介護を要する者につき、主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言、その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供、その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な支援を行います。
自立訓練（機能訓練）	自立した日常生活または社会生活を営むことができるように、一定期間、身体機能または生活能力の向上のための訓練等を提供するもので、機能訓練と生活訓練に分けられます。
自立訓練（生活訓練）	機能訓練は、身体障害者のリハビリテーションや身体機能の維持・回復などを行います。利用期限は原則1年6ヶ月です。 生活訓練は、知的障害者と精神障害者の生活能力の維持・向上などを行います。利用期限は原則2年間です。
就労選択支援【新規】	障害のある人の希望や能力・適正に応じて、就労先の選択への支援（就労アセスメント）を行うとともに、就労後に必要な配慮等を整理し、障害のある人の就労を支援します。（令和7年10月～）
就労移行支援	就労を希望する65歳未満の障害者であって、一定期間、生産活動等の機会を提供することによって、就労に必要な知識や能力の向上を図る訓練等を行います。利用期限は原則2年間です。
就労継続支援A型	企業等に就労することが困難な障害者に、就労の機会や生産活動等の機会を提供することによって、その知識や能力の向上を図る訓練等を行います。
就労継続支援B型	この事業には、A型(雇用型)とB型(非雇用型)があります。A型は、雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる65歳未満の障害者を対象としており、B型は雇用契約に基づく就労が困難であると見込まれる障害者を対象としています。
就労定着支援	就労に向けた一定の支援を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者に対して、一定の期間にわたり、就労の継続を図るために必要な事業主、障害福祉サービス事業者を行う者、医療機関との連絡調整を行うとともに、雇用に伴い生じる問題の相談、指導・助言等を行います。
療養介護	病院において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、日常生活上の世話その他必要な医療を要する障害者であって常時介護を要する者につき、主として昼間において、病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の支援を行います。 また、療養介護のうち医療に係るものを療養介護医療として提供します。
短期入所（ショートステイ） （医療型・福祉型）	居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設、児童福祉施設その他施設等への短期間の入所を必要とする障害者等につき、当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ及び食事その他の必要な支援を行います。

◆サービス実績と見込

サービス名	単位	実績値			見込値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	時間/月	1,559	1,593	1,438	1,500	1,500	1,500
	人/月	74	76	77	80	80	80
自立訓練 (機能訓練)	日/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0
自立訓練 (生活訓練)	日/月	21	0	0	0	0	30
	人/月	2	0	0	0	0	1
就労選択支援【新規】	日/月				0	0	10
	人/月				0	0	1
就労移行支援	日/月	144	75	28	45	45	45
	人/月	7	4	5	3	3	3
就労継続支援A型	日/月	289	326	347	350	350	350
	人/月	15	18	20	20	20	20
就労継続支援B型	日/月	2,008	1,938	2,384	2,500	2,500	2,500
	人/月	107	104	128	130	130	130
就労定着支援	日/月	3	1	3	3	3	3
療養介護	人/月	8	9	9	9	9	9
短期入所 (医療型)	日/月	3	4	0	0	0	0
	人/月	1	1	0	0	0	0
短期入所 (福祉型)	日/月	72	45	45	80	100	120
	人/月	10	9	16	20	25	30

- 必要なサービスが利用できるよう情報収集及び情報提供に努めます。
- サービス提供事業所への働きかけや新規事業所の参入を促し、サービス量の確保に努めます。

(3) 居住系サービス

◆サービス内容

サービス名	内容
自立生活援助	施設入所支援または共同生活援助を受けていた障害者等が居宅における自立した生活を営むうえでの各般の問題について、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問または随時通報を受けて相談に応じ、必要な情報の提供や助言等の支援を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	障害者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介助、その他の日常生活上の支援を行います。
施設入所支援	施設に入所する障害者につき、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な日常生活上の支援を行います。

◆サービス実績と見込

サービス名	単位	実績値			見込値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	人/年	0	0	0	1	1	1
共同生活援助 (グループホーム)	人/年	43	41	50	52	54	55
施設入所支援	人/年	50	52	52	50	48	48

- サービス提供事業所への働きかけや新規事業所の参入を促し、生活の場の確保に努めます。

(4) 相談支援

◆サービス内容

サービス名	内容
計画相談支援	サービス等利用計画についての相談及び作成などの支援が必要と認められる場合に、障害者の自立した生活を支え、障害者の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細い支援を行います。
地域移行支援	入所施設や精神科病棟等からの退所、退院にあたって支援を要する者に対し、入所施設や精神科病棟等における地域移行の取組と連携しつつ、地域移行に向けた支援を行います。
地域定着支援	入所施設や精神科病棟からの退所、退院した者、家族との同居から一人暮らしに移行した者、地域生活が不安定な者等に対し、地域生活を継続して行くための支援を行います。

◆サービス実績と見込

サービス名	単位	実績値			見込値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人/年	248	246	278	280	285	290
地域移行支援	人/年	2	3	3	3	3	3
地域定着支援	人/年	1	2	2	2	2	2

- 相談支援事業所の確保と研修参加促進による相談支援員の資質向上に取り組み、質の高いサービス提供に努めます。

(5) 障害児福祉サービス

◆サービス内容

サービス名	内容
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行います。
医療型児童発達支援	肢体不自由児について、児童発達支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス	授業の終了後または休校日に児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流促進などの支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	児童発達支援、医療型児童発達支援または放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難な障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の習得等の支援を行います。
障害児相談支援	サービス等の利用についての相談及び計画作成等の支援が必要と認められる場合に、障害児の自立した生活を支え、課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細い支援を行います。

◆サービス実績と見込

サービス名	単位	実績値			見込値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	日/月	53	45	42	45	50	55
	人/月	7	7	8	8	9	10
医療型児童発達支援	日/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	日/月	445	580	549	580	630	680
	人/月	34	39	46	46	48	50
保育所等訪問支援	日/月	0	0	2	4	6	10
	人/月	0	0	1	2	2	3
居宅訪問型児童発達支援	日/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0
障害児相談支援	人/年	36	44	53	54	57	60

- 子どもを取り巻く関係機関と連携し相談体制を充実させ、適切なサービスが選択できるよう努めます。
- サービス提供事業所への働きかけや新規事業所の参入を促し、サービス量の確保に努めます。

(6) 地域生活支援事業等の見込と確保方策

◆サービス内容

サービス名	内容
理解促進研修・啓発事業	障害者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障害や障害者に対する正しい理解を深めるための研修、啓発を通じて地域住民への働きかけを強化し、地域共生社会の実現を図ります。
相談支援事業	障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等からの相談に応じ、情報の提供及び助言、その他の障害サービスの利用に必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、その他権利擁護のための支援を行います。
成年後見制度利用支援事業	障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障害者又は精神障害者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより権利擁護を図ります。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見などの業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、法人後見の活動を支援します。
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚、失語、知的、発達、高次脳機能等の障害や難病のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等に、手話通訳、要約筆記等の方法により、障害者等とその他の者の意思疎通を支援する手話通訳者、要約筆記者等の派遣を行い、意思疎通の円滑化を図ります。
手話奉仕員養成研修事業	手話奉仕員養成研修会を開催し、手話奉仕員の養成をすることで、意思疎通に手話を用いる障害者の日常生活・社会活動の支援を図ります。
日常生活用具給付等事業	障害者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与することにより、日常生活の便宜を図ります。
介護訓練支援用具	
自立生活支援用具	
在宅療養等支援用具	
情報・意志疎通支援用具	
排せつ管理支援用具 居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害者等について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活支援及び社会参加を促します。
地域活動支援センター事業	地域活動支援センターにおいて、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などの支援を行います。
訪問入浴サービス事業	地域における身体障害者の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体の清潔の保持、心身機能の維持を図ります。
日中一時支援事業 (障害者日中一時支援事業) (障害児・者タイムケアサービス事業)	障害者等の日中における活動の場を確保し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練を行います。
運転免許取得費・自動車改造費助成事業	障害者の自動車運転免許取得費や自動車の改造費を一部助成し、社会参加の促進を図ります。

◆サービス実績と見込

サービス名	単位	実績値			見込値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
相談支援事業	相談支援事業所数	1	1	1	1	1	1
成年後見制度利用支援事業	人/年	2	2	2	2	2	2
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	無	無	無	無
意思疎通支援事業	人/年	5	5	3	3	3	3
手話奉仕員養成研修事業	人/年	0	0	5	3	3	3
日常生活用具給付等事業							
介護訓練支援用具	件/年	1	2	0	1	1	1
自立生活支援用具	件/年	1	4	6	3	3	3
在宅療養等支援用具	件/年	1	1	2	2	2	2
情報・意思疎通支援用具	件/年	1	3	0	2	2	2
排せつ管理支援用具	件/年	811	832	865	865	865	865
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	件/年	0	1	0	1	1	1
移動支援事業	時間/年	938	887	900	920	930	950
	人/年	6	7	7	8	9	10
地域活動支援センター事業	箇所数	0	0	0	0	0	1
	実人数	0	0	0	0	0	20
訪問入浴サービス事業	人/年	3	3	4	4	4	4
日中一時支援事業(障害者日中一時支援事業)	人/年	1,072	1,018	1,050	1,050	1,050	1,050
日中一時支援事業(障害児・者タイムケアサービス事業)	人/年	1,582	1,583	2,500	2,500	2,500	2,500
運転免許取得費・自動車改造費助成事業	人/年	4	6	3	3	3	3

- 新規事業所の確保及びサービス提供事業所への働きかけ、サービス量の確保に努めます。
- 事業所等と連携を図り利用者のニーズに沿った支援に努めます。

第6章

計画の推進と進行管理

1 計画の推進体制

(1) 庁内の連携体制の整備

障害者施策は、保健、医療、福祉、教育、就労、生活環境など広範囲にわたるため、関係各課が連携を図りながら、総合的かつ効果的な計画の推進を行います。

(2) 国や県、近隣市町との連携

計画の推進にあたっては、今後の制度の改正なども重要となることから、国や県からの情報を収集し、制度の改正などの変化を踏まえて施策を展開します。

また、専門的な知識が求められるケースや、広域的な対応が望まれるものなどについては、県や近隣市町との連携や情報交換を行い、適切な対応に努めます。

(3) 市民との協働による福祉の推進

障害者施策を含む福祉施策においては、行政と市民や家庭、地域、学校、事業所など、様々な主体が互いに連携し、それぞれの役割を果たしながら協働していくことが重要となります。そのため、地域住民の自主的な活動を広げ、「自助・近助・共助・互助・公助」の地域福祉の考え方にに基づき、障害者福祉の推進を図ります。

2 計画の進行管理

計画の進行管理については、PDCAサイクル「計画 (Plan) をたて、それを実行 (Do) し、実行の結果を分析・評価 (Check) して、さらに計画の見直しを行う (Action) という一連の流れ」を活用します。

角田市障害者計画・障害福祉計画等策定委員会で具体的施策の実施状況や成果の検証を行います。

■PDCA サイクルによる進行管理のイメージ



資料編

1 障害福祉に関するアンケート調査結果の詳細

障害のある人向けアンケートは、「発達障害」と回答された人も相当数いるため4障害に分けて集計及び分析を行っています。

① 住まいや暮らしについて

住まいや暮らしについては、全体では「家族と暮らしている」が82.1%と最も高くなっており、特に知的障害と発達障害で高くなっています。

地域で生活するために必要な支援については、全体では「経済的な負担の軽減」が59.1%で最も高く、次いで「相談対応等の充実」「必要な在宅サービスが適切に利用できること」となっています。障害別にみると、いずれの障害でも「経済的な負担の軽減」が最も高くなっているほか、知的障害では「地域住民等の理解」が、精神障害と発達障害では「障害者に適した住居の確保」が上位となっています。

■表 1-1【障害のある人向けアンケート】現在の暮らし方 単位：%

	全体 (n=357)	身体障害 (n=180)	知的障害 (n=92)	精神障害 (n=84)	発達障害 (n=41)
一人で暮らしている	9.8	12.2	2.2	13.1	0.0
家族と暮らしている	82.1	79.4	92.3	80.9	95.1
グループホームで暮らしている	0.8	0.6	2.2	0.0	0.0
福祉施設で暮らしている	2.8	4.4	3.3	1.2	0.0
病院に入院している	2.8	2.8	0.0	3.6	0.0
その他	0.3	0.0	0.0	1.2	0.0
不明	1.4	0.6	0.0	0.0	4.9

■表 1-2【障害のある人向けアンケート】地域で生活するために必要な支援（複数回答） 単位：%

	全体 (n=357)	身体障害 (n=180)	知的障害 (n=92)	精神障害 (n=84)	発達障害 (n=41)
経済的な負担の軽減	59.1	58.9	52.2	60.7	68.3
相談対応等の充実	35.9	28.3	43.5	44.0	51.2
必要な在宅サービスが適切に利用できること	32.8	35.6	31.5	28.6	36.6
障害者に適した住居の確保	28.9	25.0	34.8	29.8	39.0
地域住民等の理解	26.9	23.9	35.9	23.8	26.8
在宅で医療ケアなどが適切に得られること	19.9	25.6	15.2	14.3	4.9
コミュニケーションについての支援	18.5	13.3	29.3	16.7	34.1
生活訓練等の充実	17.1	14.4	22.8	19.0	24.4
その他	6.2	7.2	7.6	7.1	7.3
不明	13.4	13.3	8.7	17.9	4.9

【①住まいや暮らしについて】

② 地域とのつながりについて

近所の人との付き合いについては、全体では「会えばあいさつするが、それ以上の話はしない」が23.6%で最も高く、次いで「たまに立ち話をする程度」「親しくおつきあいしているお宅がある」となっています。障害別にみると、身体障害では「たまに立ち話をする程度」が、知的障害・発達障害では「つきあいがほとんどない」が、精神障害では「会えばあいさつするが、それ以上の話はしない」が最も高くなっています。

地域における住民相互の支えあいの仕組みづくりのために必要だと思うことについては、「地域の方たちが気軽に集まることができる場所や機会づくり」が32.3%で最も高く、次いで「住民自ら進んで日頃から相互のつながりをもつように心がけること」「行政区や自治会が中心となって住民相互の交流活動を積極的に進めること」となっています。

■表 2-1【障害のある人向けアンケート】近所の人との付き合い 単位：%

	全体 (n=357)	身体障害 (n=180)	知的障害 (n=92)	精神障害 (n=84)	発達障害 (n=41)
親しくおつきあいしているお宅がある	22.1	27.2	16.3	13.1	17.1
たまに立ち話をする程度	23.0	31.1	12.0	20.2	22.0
会えばあいさつするが、それ以上の話はしない	23.6	17.2	28.3	33.4	14.6
つきあいがほとんどない	18.8	10.6	30.4	21.4	31.7
わからない	2.2	2.2	4.3	0.0	7.3
その他	0.8	1.1	0.0	1.2	0.0
不明	9.5	10.6	8.7	10.7	7.3

■表 2-2【障害のない人向けアンケート】
地域における住民相互の支えあいの仕組みづくりのために必要だと思うこと（複数回答） 単位：%

	全体 (n=288)
地域の方たちが気軽に集まることができる場所や機会づくり	32.3
住民自ら進んで日頃から相互のつながりをもつように心がけること	31.9
行政区や自治会が中心となって住民相互の交流活動を積極的に進めること	26.4
仕事を持つ方、退職者が地域の活動に参加しやすい環境づくりを進めること	25.7
高齢者や障害のある方など認めあい支えあう意識の啓発	21.2
行政による地域の福祉活動の相談窓口、側面的支援の体制を充実させること	17.0
支えあいのきっかけとなる事業の創設と推進	13.2
行政、事業者、ボランティアやNPO団体、住民組織との連携	11.1
支える人と支えられる人を調整する機関	9.7
公民館などの地域活動の機能を強化すること	9.0
ボランティアやNPO（民間非営利組織）団体の活動を盛んにすること	4.2
地域の課題を共有するための連絡会やネットワークの形成	4.2
その他	2.1
わからない	5.6
特に必要と思うことはない	5.2
不明	7.3

③ 外出について

外出の頻度については、全体では「毎日外出する」が41.7%で最も高く、次いで「1週間に数回外出する」「めったに外出しない」となっています。障害別にみると、身体障害と精神障害では「1週間に数回外出する」が、知的障害と発達障害では「毎日外出する」が最も高くなっています。

外出の目的については、「買い物に行く」が65.6%で最も高く、次いで「医療機関への受診」「通勤・通学・通所」となっています。障害別にみると、身体障害と精神障害では「買い物に行く」が、知的障害と発達障害では「通勤・通学・通所」が最も高くなっています。

■表 3-1【障害のある人向けアンケート】外出の頻度 単位：%

	全体 (n=357)	身体障害 (n=180)	知的障害 (n=92)	精神障害 (n=84)	発達障害 (n=41)
毎日外出する	41.7	36.1	65.1	32.1	58.5
1週間に数回外出する	41.5	45.5	28.3	45.2	31.7
めったに外出しない	9.5	10.6	2.2	16.7	4.9
まったく外出しない	4.8	5.6	1.1	6.0	0.0
不明	2.5	2.2	3.3	0.0	4.9

■表 3-2【障害のある人向けアンケート】外出の目的（複数回答） 単位：%

	全体 (n=331)	身体障害 (n=166)	知的障害 (n=88)	精神障害 (n=79)	発達障害 (n=39)
買い物に行く	65.6	61.4	72.7	69.6	66.7
医療機関への受診	51.1	52.4	48.9	57.0	53.8
通勤・通学・通所	39.0	24.7	75.0	27.8	76.9
散歩に行く	22.1	18.1	26.1	26.6	23.1
友人・知人に会う	18.7	19.9	9.1	17.7	17.9
趣味やスポーツをする	9.1	9.0	5.7	11.4	0.0
訓練やリハビリに行く	5.7	9.6	1.1	5.1	2.6
グループ活動に参加する	2.4	3.0	2.3	1.3	0.0
その他	3.3	4.2	2.3	5.1	0.0
不明	11.5	16.3	3.4	8.9	0.0

外出の際に困ることについては、「公共交通機関（電車、バスなど）が少ない（ない）」が30.2%で最も高く、次いで「外出にお金がかかる」「困った時にどうすればいいのか心配」となっています。

■表 3-3 【障害のある人向けアンケート】外出の際に困ること（複数回答） 単位：%

	全体 (n=331)	身体障害 (n=166)	知的障害 (n=88)	精神障害 (n=79)	発達障害 (n=39)
公共交通機関（電車、バスなど）が少ない（ない）	30.2	21.1	34.1	41.8	35.9
外出にお金がかかる	27.2	19.9	25.0	43.0	35.9
困った時にどうすればいいのか心配	23.3	14.5	37.5	25.3	35.9
道路や駅に階段や段差が多い	12.7	18.7	3.4	7.6	2.6
周囲の目が気になる	11.8	7.8	17.0	24.1	7.7
切符の買い方や乗換えの方法がわかりにくい	10.9	4.8	21.6	10.1	10.3
電車やバスの乗り降りが困難	9.4	9.6	12.5	5.1	5.1
発作など突然の身体の変化が心配	9.1	8.4	6.8	17.7	10.3
外出先の建物の設備が不便	8.5	10.2	8.0	5.1	2.6
介助者が確保できない	3.3	1.8	6.8	3.8	5.1
その他	9.7	10.8	13.6	7.6	25.6
不明	29.3	38.6	14.8	22.8	15.4

④ 余暇活動について

現在している余暇活動については、全体では「ドライブや旅行」が32.5%で最も高く、次いで「映画やコンサート、演劇などの鑑賞」となっています。今後したい余暇活動については、全体では「ドライブや旅行」が26.6%で最も高く、次いで「映画やコンサート、演劇などの鑑賞」「パソコン教室や料理教室など技術を身につける」となっています。また、「パソコン教室や料理教室など技術を身につける」「絵画や書道、音楽、ダンスなどのサークルまたは教室」「文学や歴史などの趣味・教養の講座」「スポーツ活動」「NPO、ボランティア活動」では、『今後したい』が『現在している』を上回っています。

余暇活動や社会的活動を行うために必要なことについては、全体では「経済的な余裕」が23.5%で最も高く、次いで「付き添いをする人」「誘ってくれる仲間」となっています。障害別にみると、身体障害と精神障害では「経済的な余裕」が、知的障害と発達障害では「付き添いをする人」が最も高くなっています。

■表 4-1【障害のある人向けアンケート】現在している、今後したい余暇活動（複数回答） 単位：%

	全体 (n=357)		
	現在している	今後したい	差 (②-①)
映画やコンサート、演劇などの鑑賞	31.7	21.6	-10.1
スポーツ活動	8.7	19.9	+11.2
ドライブや旅行	32.5	26.6	-5.9
パソコン教室や料理教室など技術を身につける	2.0	20.4	+18.4
文学や歴史などの趣味・教養の講座	2.8	16.0	+13.2
絵画や書道、音楽、ダンスなどのサークルまたは教室	2.8	16.8	+14.0
NPO、ボランティア活動	4.8	11.8	+7.0
公民館活動などの地域活動	13.2	12.9	-0.3
その他	2.2	3.4	+1.2
特に何もしていない	21.8	9.5	-12.3
不明	28.6	40.6	+12.0

■表 4-2【障害のある人向けアンケート】余暇活動や社会的活動を行うために必要なこと（複数回答） 単位：%

	全体 (n=357)	身体障害 (n=180)	知的障害 (n=92)	精神障害 (n=84)	発達障害 (n=41)
経済的な余裕	23.5	22.8	13.0	31.0	17.1
付き添いをする人	21.6	19.4	40.2	13.1	36.6
誘ってくれる仲間	12.3	13.3	9.8	14.3	7.3
交通手段	9.5	6.1	13.0	7.1	31.7
イベント開催情報	7.3	9.4	2.2	8.3	2.4
活動に関する相談支援	5.3	5.0	7.6	4.8	4.9
活動の選択肢が増えること	5.0	6.7	3.3	6.0	0.0
その他	3.6	3.3	0.0	7.1	0.0
不明	11.8	13.9	10.9	8.3	0.0

⑤ 就労について

日中の過ごし方については、全体では「会社勤めや、自営業、家業などで収入を得て仕事をしている」が25.9%で最も高く、次いで「自宅で過ごしている」「福祉施設、作業所等に通っている」となっています。障害別にみると、身体障害では「会社勤めや、自営業、家業などで収入を得て仕事をしている」が、知的障害と発達障害では「福祉施設、作業所等に通っている」が、精神障害では「自宅で過ごしている」が最も高くなっています。

■表 5-1【障害のある人向けアンケート】日中の過ごし方 単位：%

	全体 (n=357)	身体障害 (n=180)	知的障害 (n=92)	精神障害 (n=84)	発達障害 (n=41)
会社勤めや、自営業、家業などで収入を得て仕事をしている	25.9	31.6	17.4	25.0	9.8
福祉施設、作業所等に通っている	17.6	4.4	41.3	19.0	41.4
ボランティアなど、収入を得ない仕事をしている	0.3	0.6	0.0	0.0	0.0
専業主婦（主夫）をしている	11.2	15.6	2.2	11.9	2.4
病院などのデイケアに通っている	2.2	3.3	1.1	1.2	0.0
リハビリテーションを受けている	1.7	2.8	0.0	0.0	0.0
自宅で過ごしている	23.2	24.4	12.0	34.5	9.8
入所している施設や病院等で過ごしている	4.2	5.6	1.1	6.0	0.0
大学、専門学校、職業訓練校などに通っている	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
特別支援学校（小中高等部）に通っている	4.2	1.7	15.2	0.0	22.0
一般の高校、小中学校に通っている	2.5	1.1	5.4	0.0	14.6
幼稚園、保育所、障害児通園施設などに通っている	0.3	0.6	0.0	0.0	0.0
その他	2.2	3.3	0.0	2.4	0.0
不明	4.5	5.0	4.3	0.0	0.0

働いている人の勤務形態については、全体では「パート・アルバイト等の非常勤職員、派遣職員」が44.6%で最も高く、次いで「正職員で他の職員と勤務条件等に違いはない」「自営業、農林水産業など」となっています。障害別にみると、身体障害では「正職員で他の職員と勤務条件等に違いはない」と「パート・アルバイト等の非常勤職員、派遣職員」が、知的障害と精神障害では「パート・アルバイト等の非常勤職員、派遣職員」が、発達障害では「正職員で短時間勤務などの障害者への配慮がある」が最も高くなっています。

■表 5-2【障害のある人向けアンケート】働いている人の勤務形態 単位：%

	全体 (n=92)	身体障害 (n=57)	知的障害 (n=16)	精神障害 (n=21)	発達障害 (n=4)
正職員で他の職員と勤務条件等に違いはない	26.1	33.3	25.0	14.3	25.0
正職員で短時間勤務などの障害者への配慮がある	9.8	12.3	18.8	4.8	50.0
パート・アルバイト等の非常勤職員、派遣職員	44.6	33.3	49.9	52.3	25.0
自営業、農林水産業など	13.0	17.6	0.0	14.3	0.0
その他	6.5	3.5	6.3	14.3	0.0
不明	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

【⑤就労について】

障害者の就労支援として必要だと思うことについては、全体では「職場の障害者理解」が49.9%で最も高く、次いで「職場の上司や同僚に障害の理解があること」「通勤手段の確保」となっています。障害別にみると、身体障害と精神障害では「職場の障害者理解」が、知的障害と発達障害では「通勤手段の確保」が最も高くなっています。

障害者が職場で働くことを促進するために必要だと思う支援については、「障害に対する職場での差別や偏見のない環境の整備」が69.1%で最も高く、次いで「個々の障害の特性に合わせた個別支援や相談体制の整備」「雇用機会・就業定着支援の充実」となっています。

■表 5-3【障害のある人向けアンケート】障害者の就労支援として必要だと思うこと（複数回答） 単位：%

	全体 (n=357)	身体障害 (n=180)	知的障害 (n=92)	精神障害 (n=84)	発達障害 (n=41)
職場の障害者理解	49.9	45.0	46.7	61.9	61.0
職場の上司や同僚に障害の理解があること	47.3	42.8	46.7	51.2	56.1
通勤手段の確保	38.1	34.4	54.3	31.0	65.9
短時間勤務や勤務日数等の配慮	33.6	29.4	23.9	47.6	36.6
職場で介助や援助等が受けられること	28.9	21.7	38.0	27.4	48.8
企業ニーズに合った就労訓練	25.8	19.4	28.3	26.2	29.3
在宅勤務の拡充	19.0	21.7	10.9	22.6	7.3
勤務場所におけるバリアフリー等の配慮	16.5	18.9	17.4	7.1	9.8
就労後の支援など職場と支援機関の連携	13.4	11.1	15.2	11.9	17.1
仕事についての職場外での相談対応、支援	3.4	2.2	4.3	4.8	2.4
その他	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
不明	22.7	27.8	19.6	16.7	7.3

■表 5-4【障害のない人向けアンケート】

障害者が職場で働くことを促進するために必要だと思う支援（複数回答）

単位：%

	全体 (n=288)
障害に対する職場での差別や偏見のない環境の整備	69.1
個々の障害の特性に合わせた個別支援や相談体制の整備	53.1
雇用機会・就業定着支援の充実	47.2
障害のある方が就業するための支援として、職場内のバリアフリー化や補助具等の提供支援	45.1
柔軟な労働時間や休暇制度等の整備	37.5
能力や技能を正当に評価する適切な評価や報酬制度	33.3
職業訓練やキャリア支援の強化	24.7
その他	1.0
不明	3.1

⑥ 福祉サービスについて

現在障害者向けの福祉サービスを利用しているかについては、全体では「福祉サービスを利用している」が 26.9%で最も高く、特に知的障害では 48.9%が利用していると回答しています。次いで「受給者証の交付は受けたが、福祉サービスは利用していない」「受給者証の交付は受けていない」となっています。

福祉のサービスを利用するときに困ったことについては、全体では「これまで福祉のサービスを利用したことがない」が 29.1%で最も高く、次いで「わからない」「どんなサービスがあるのか知らない」「特に困ったことはない」となっています。

■表 6-1【障害のある人向けアンケート】現在障害者向けの福祉サービスを利用しているか 単位：%

	全体 (n=357)	身体障害 (n=180)	知的障害 (n=92)	精神障害 (n=84)	発達障害 (n=41)
福祉サービスを利用している	26.9	17.2	48.9	26.2	31.7
受給者証の交付は受けたが、福祉サービスは利用していない	24.4	21.7	12.0	35.7	12.2
受給者証の交付は受けていない	22.4	29.4	10.9	20.2	24.4
その他	4.2	5.0	4.3	4.8	14.6
不明	22.1	26.7	23.9	13.1	17.1

■表 6-2【障害のある人向けアンケート】福祉のサービスを利用するときに困ったこと（複数回答） 単位：%

	全体 (n=357)	身体障害 (n=180)	知的障害 (n=92)	精神障害 (n=84)	発達障害 (n=41)
これまで福祉のサービスを利用したことがない	29.1	33.3	16.3	27.4	19.5
どんなサービスがあるのか知らない	22.4	22.8	14.1	27.4	24.4
サービス事業者の情報が不十分	10.9	6.1	13.0	15.5	4.9
どのサービス事業者がよいのかわからない	8.7	4.4	12.0	13.1	12.2
費用負担があるため、サービスが使いつらい	6.2	6.7	1.1	6.0	7.3
サービスの支給量が少ない、支給期間が短い	3.6	2.8	7.6	1.2	0.0
契約までの流れがわからなかった（わかりにくかった）	3.4	2.8	3.3	6.0	4.9
サービスを利用するなかでトラブルがあった	2.5	1.1	4.3	6.0	7.3
使いたいサービスが使えなかった	2.2	2.8	2.2	1.2	4.9
介護保険のサービスを優先するよういわれた	0.6	1.1	0.0	1.2	0.0
特に困ったことはない	22.4	21.7	29.3	17.9	14.6
わからない	24.6	21.1	18.5	29.8	43.9
その他	4.2	3.3	7.6	2.4	9.8
不明	19.6	25.6	20.7	13.1	7.3

障害のことや福祉サービスなどに関する情報の入手先については、全体では「行政機関の広報紙」が28.0%で最も高く、次いで「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」「家族や親せき、友人・知人」となっています。障害別にみると、身体障害と精神障害では「行政機関の広報紙」が、知的障害では「サービス事業所の人や施設職員」、発達障害では「幼稚園、保育所、障害児通園施設や学校の先生」が最も高くなっています。

■表 6-3 【障害のある人向けアンケート】 障害のことや福祉サービスなどに関する情報の入手先（複数回答）

単位：%

	全体 (n=357)	身体障害 (n=180)	知的障害 (n=92)	精神障害 (n=84)	発達障害 (n=41)
行政機関の広報紙	28.0	32.2	16.3	27.4	9.8
本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース	23.2	25.0	14.1	25.0	17.1
家族や親せき、友人・知人	19.0	18.9	21.7	20.2	12.2
かかりつけの医師や看護師	16.2	16.7	9.8	25.0	17.1
サービス事業所の人や施設職員	15.7	10.0	26.1	16.7	19.5
インターネット（ホームページなど）	14.8	16.1	7.6	20.2	9.8
行政機関の相談窓口	13.2	11.1	18.5	9.5	17.1
病院のケースワーカーや介護保険のケアマネジャー	12.9	12.2	1.1	21.4	0.0
相談支援事業所などの民間の相談窓口	9.5	5.6	25.0	3.6	26.8
幼稚園、保育所、障害児通園施設や学校の先生	4.8	0.0	16.3	0.0	31.7
障害者団体や家族会（団体の機関誌など）	2.8	3.3	3.3	0.0	0.0
民生委員・児童委員	2.5	4.4	1.1	3.6	2.4
その他	2.8	3.9	5.4	1.2	7.3
不明	16.2	17.8	19.6	11.9	4.9

⑦ 相談について

悩みや困りごとの相談先については、全体では「家族や親せき」が71.7%で最も高く、次いで「友人・知人」「かかりつけの医師や看護師」となっています。障害別にみても「家族や親せき」が最も高くなっていますが、発達障害では「幼稚園、保育所、障害児通園施設や学校の先生」や「相談支援事業所などの民間の相談窓口」も高くなっています。

相談機関の認知度については、全体では『県南生活サポートセンターアサンテ』『仙南保健福祉事務所』では「知らない」が、『角田市役所の相談窓口』では「知っているが利用したことはない」が最も高くなっています。

■表 7-1【障害のある人向けアンケート】悩みや困りごとの相談先（複数回答） 単位：%

	全体 (n=357)	身体障害 (n=180)	知的障害 (n=92)	精神障害 (n=84)	発達障害 (n=41)
家族や親せき	71.7	70.0	70.7	73.8	75.6
友人・知人	32.2	36.1	21.7	33.3	22.0
かかりつけの医師や看護師	26.9	20.6	18.5	41.7	36.6
行政機関の相談窓口	10.9	10.6	12.0	10.7	12.2
病院のケースワーカーや介護保険のケアマネジャー	10.1	11.1	2.2	11.9	0.0
相談支援事業所などの民間の相談窓口	10.1	6.7	15.2	8.3	19.5
施設の指導員など	9.8	5.6	19.6	10.7	17.1
職場の上司や同僚	8.7	4.4	7.6	11.9	12.2
近所の人	7.0	5.6	5.4	8.3	14.6
ホームヘルパーなどサービス事業所の人	4.2	5.6	4.3	3.6	0.0
幼稚園、保育所、障害児通園施設や学校の先生	3.4	0.0	7.6	1.2	19.5
民生委員・児童委員	2.8	3.3	2.2	1.2	0.0
障害者団体や家族会	0.8	1.1	0.0	0.0	2.4
その他	5.3	5.0	6.5	4.8	0.0
不明	10.1	13.3	10.9	7.1	14.6

■表 7-2【障害のある人向けアンケート】相談機関の認知度 単位：%

	全体(n=357)		
	県南生活サポートセンターアサンテ	角田市役所の相談窓口	仙南保健福祉事務所
利用したことがある	13.2	25.2	10.1
知っているが利用したことはない	19.9	36.4	33.9
知らない	55.1	28.6	45.6
不明	11.8	9.8	10.4

今後特に充実してほしい相談支援については、全体では「電話による相談」が30.5%で最も高く、次いで「同じ立場の人に相談できる場づくり」「家庭への訪問による相談」となっています。

■表 7-3 【障害のある人向けアンケート】 今後特に充実してほしい相談支援（複数回答） 単位：%

	全体 (n=357)	身体障害 (n=180)	知的障害 (n=92)	精神障害 (n=84)	発達障害 (n=41)
電話による相談	30.5	28.3	25.0	44.0	39.0
同じ立場の人に相談できる場づくり	29.7	26.1	42.4	27.4	29.3
家庭への訪問による相談	22.1	18.9	18.5	26.2	26.8
メールやSNSによる相談	19.9	20.6	20.7	14.3	24.4
その他	5.6	6.1	2.2	7.1	4.9
不明	19.9	24.4	17.4	14.3	2.4

⑧ 障害者の差別解消について

障害があることで差別や嫌な思いをした経験については、全体では「ない」が39.6%で最も高いものの、「ある」と「少しある」を合わせると51.2%となり、半数を超える人が嫌な思いをした経験があると答えています。障害別にみると、身体障害では「ない」が50.1%で最も高くなっています。

差別や嫌な思いを感じた場面については、全体では「街角での人の視線」が43.2%で最も高く、次いで「人間関係」「店などでの対応や態度」となっています。障害別にみると、精神障害では「人間関係」が、それ以外では「街角での人の視線」が、最も高くなっています。また、知的障害では「交通機関の利用」、精神障害では「職場」、発達障害では「交通機関の利用」「教育の場」も高くなっています。

■表 8-1【障害のある人向けアンケート】障害があることで差別や嫌な思いをすることがあったか 単位：%

	全体 (n=357)	身体障害 (n=180)	知的障害 (n=92)	精神障害 (n=84)	発達障害 (n=41)
ある	26.6	19.4	31.5	36.9	22.0
少しある	24.6	21.1	32.6	28.6	43.9
ない	39.6	50.1	26.1	27.4	34.1
不明	9.2	9.4	9.8	7.1	0.0

■表 8-2【障害のある人向けアンケート】差別や嫌な思いを感じた場面（複数回答） 単位：%

	全体 (n=183)	身体障害 (n=73)	知的障害 (n=59)	精神障害 (n=55)	発達障害 (n=27)
街角での人の視線	43.2	41.1	50.8	29.1	51.9
人間関係	40.4	30.1	32.2	50.9	25.9
店などでの対応や態度	23.0	34.2	22.0	12.7	11.1
仕事や収入	22.4	20.5	10.2	32.7	22.2
交通機関の利用	19.7	19.2	25.4	12.7	29.6
施設や病院の職員の対応や態度	18.0	20.5	8.5	21.8	3.7
職場	18.0	9.6	10.2	30.9	0.0
地域の行事や集まり	14.8	19.2	18.6	10.9	11.1
市役所職員の対応や態度	13.1	15.1	8.5	16.4	3.7
教育の場	11.5	8.2	11.9	7.3	33.3
冠婚葬祭	5.5	2.7	1.7	9.1	0.0
スポーツ・趣味の活動	2.2	0.0	0.0	1.8	3.7
わからない	1.1	0.0	1.7	1.8	0.0
その他	4.4	8.2	1.7	3.6	3.7
不明	2.2	5.5	5.1	1.8	7.4

市民の障害者差別解消法の認知度については、「名前も知らない」が57.6%で最も高く、次いで「名前は聞いたことがあるが内容は知らない」「名前も内容も知っている」となっています。

「障害者週間」の認知度については、「知らない」が91.6%となっています。

各障害の認知度については、『身体障害』では「知っている」が93.4%と他の障害に比べて高くなっており、『高次脳機能障害』では「知っている」が43.8%で他の障害に比べて低くなっています。

各障害の理解については、「深まってきた」「少し深まってきた」を合わせた割合は、『身体障害』が52.8%と他の障害に比べて高くなっています。また、『知的障害』『発達障害』が3割台となっています。

■表 8-3【障害のない人向けアンケート】障害者差別解消法の認知度 単位：%

	全体 (n=288)
名前も内容も知っている	9.0
名前は聞いたことがあるが内容は知らない	30.6
名前も知らない	57.6
不明	2.8

■表 8-4【障害のない人向けアンケート】「障害者週間」の認知度 単位：%

	全体 (n=288)
知っている	5.6
知らない	91.6
不明	2.8

■表 8-5【障害のない人向けアンケート】各障害の認知度 単位：%

	全体 (n=288)				
	身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	高次脳機能障害
知っている	93.4	89.2	87.5	85.1	43.8
知らない	0.3	1.4	3.8	5.9	45.4
不明	6.3	9.4	8.7	9.0	10.8

■表 8-6【障害のない人向けアンケート】各障害の理解が深まってきているか 単位：%

	全体 (n=288)				
	身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	高次脳機能障害
深まってきた	19.1	9.7	8.7	8.3	4.5
少し深まってきた	33.7	27.4	17.4	25.3	11.8
あまり深まっていない	18.1	22.9	27.0	21.2	20.1
深まっていない	11.8	18.1	22.6	20.5	22.9
わからない	7.6	10.8	13.5	13.9	28.9
不明	9.7	11.1	10.8	10.8	11.8

障害者に対する理解を深めるために必要な取組については、全体では「学校教育の中で障害に対する理解を深める」が62.8%で最も高く、次いで「子どもの時から障害のある方との交流の機会を増やす」「イベント・スポーツ・レクリエーション・文化活動などを通して障害のある方と市民の交流の機会をもつ」となっています。

■表 8-7【障害のない人向けアンケート】障害者に対する理解を深めるために必要な取組（複数回答）

単位：%

	全体 (n=288)
学校教育の中で障害に対する理解を深める	62.8
子どもの時から障害のある方との交流の機会を増やす	50.0
イベント・スポーツ・レクリエーション・文化活動などを通して障害のある方と市民の交流の機会をもつ	38.5
障害のある方の地域活動への参加の機会の促進	30.2
障害のある方に対するボランティア活動を育成・支援する	26.7
テレビ・新聞などを活用した広報活動の充実	22.2
障害者施設の地域住民への開放や地域住民との交流の機会の促進	20.5
障害者団体の活動をPRする	14.6
障害に関する講演会や学習会の開催	13.2
その他	1.4
わからない	9.7
特になし	0.7
不明	3.8

⑨ 権利擁護について

日常生活自立支援事業の認知度については、全体では「知らない」が64.7%となっています。障害別にみると、精神障害では「知らない」が全体に比べて高くなっています。

成年後見制度の認知度については、全体では「知らない」が50.1%となっています。障害別にみると、身体障害では「知っている」と「知らない」がほぼ同じ割合なのに対し、発達障害では「知らない」が75.6%と全体に比べて高くなっています。

日常生活自立支援事業の利用状況・利用意向については、全体では「わからない」が37.6%と最も高くなっています。知的障害と発達障害では「今は必要ないが、将来は利用したい」が全体に比べて高くなっています。

成年後見制度の利用状況・利用意向については、全体では「わからない」が36.4%となっており、知的障害と発達障害では「今は必要ないが、将来は利用したい」が、身体障害と精神障害では「利用したいと思わない」が全体に比べて高くなっています。

■表 9-1【障害のある人向けアンケート】日常生活自立支援事業の認知度 単位：%

	全体 (n=357)	身体障害 (n=180)	知的障害 (n=92)	精神障害 (n=84)	発達障害 (n=41)
知っている	26.1	31.1	21.7	19.0	26.8
知らない	64.7	57.8	66.3	76.2	73.2
不明	9.2	11.1	12.0	4.8	0.0

■表 9-2【障害のある人向けアンケート】成年後見制度の認知度 単位：%

	全体 (n=357)	身体障害 (n=180)	知的障害 (n=92)	精神障害 (n=84)	発達障害 (n=41)
知っている	38.1	45.6	29.3	28.6	24.4
知らない	50.1	43.3	52.2	65.4	75.6
不明	11.8	11.1	18.5	6.0	0.0

■表 9-3【障害のある人向けアンケート】日常生活自立支援事業の利用状況・利用意向 単位：%

	全体 (n=357)	身体障害 (n=180)	知的障害 (n=92)	精神障害 (n=84)	発達障害 (n=41)
在利用している／今後利用したいと思う	3.6	1.7	5.4	6.0	9.8
今は必要ないが、将来は利用したい	25.8	20.0	37.0	17.9	31.7
利用したいと思わない	19.0	26.1	3.3	20.2	7.3
わからない	37.6	37.2	38.0	47.6	36.6
不明	14.0	15.0	16.3	8.3	14.6

■表 9-4【障害のある人向けアンケート】成年後見制度の利用状況・利用意向 単位：%

	全体 (n=357)	身体障害 (n=180)	知的障害 (n=92)	精神障害 (n=84)	発達障害 (n=41)
在利用している／今後利用したいと思う	2.8	1.1	4.3	3.6	4.9
今は必要ないが、将来は利用したい	19.9	10.6	31.5	17.9	34.1
利用したいと思わない	25.8	35.0	7.6	28.5	14.6
わからない	36.4	37.7	38.0	42.9	31.8
不明	15.1	15.6	18.5	7.1	14.6

⑩ 防災について

地震や台風等の大きな災害の発生時に心配なことについては、全体では「避難所で、障害にあった対応をしてくれるか心配」が40.1%で最も高く、次いで「正確な情報が伝わってこない」「必要な薬が手に入らない、治療が受けられない」となっています。障害別にみると、身体障害では「正確な情報が伝わってこない」が、知的障害と発達障害では「避難所で、障害にあった対応をしてくれるか心配」が、精神障害では「必要な薬が手に入らない、治療が受けられない」が最も高くなっているほか、知的障害では「まわりの人とのコミュニケーションがとれない」「安全なところまで、すぐ避難することができない」が、発達障害では「正確な情報が伝わってこない」「安全なところまで、すぐ避難することができない」が上位となっています。

避難行動要支援者等支援制度を知っているかについては、全体では「知らない」が61.7%で最も高く、次いで「知っているが登録はしていない」「聞いたことはあるが、内容は知らない」となっています。

■表 10-1【障害のある人向けアンケート】地震や台風等の大きな災害が起きた場合に心配なこと（複数回答）

単位：%

	全体 (n=357)	身体障害 (n=180)	知的障害 (n=92)	精神障害 (n=84)	発達障害 (n=41)
避難所で、障害にあった対応をしてくれるか心配	40.1	33.9	55.4	33.3	56.1
正確な情報が伝わってこない	33.6	35.0	29.3	29.8	46.3
必要な薬が手に入らない、治療が受けられない	31.7	30.0	31.5	40.5	39.0
どこに連絡すべきかわからない	25.8	20.0	29.3	32.1	39.0
被害状況や避難所の場所、物資の入手方法などがわからない	25.2	20.0	26.1	28.6	26.8
安全なところまで、すぐ避難することができない	24.9	23.3	35.9	17.9	46.3
まわりの人とのコミュニケーションがとれない	21.8	12.2	38.0	29.8	34.1
救助を求めてもすぐ来てくれる人がいない	12.0	8.9	15.2	13.1	17.1
救助を求めることができない	10.4	6.7	19.6	11.9	24.4
補装具や日常生活用具が使えなくなる	6.4	10.6	2.2	3.6	0.0
酸素ボンベや吸引器、人工呼吸器が使えなくなる	0.8	1.1	0.0	2.4	0.0
その他	7.3	7.8	4.3	8.3	2.4
不明	11.2	12.2	10.9	7.1	7.3

■表 10-2【障害のある人向けアンケート】避難行動要支援者等支援制度を知っているか

単位：%

	全体 (n=357)	身体障害 (n=180)	知的障害 (n=92)	精神障害 (n=84)	発達障害 (n=41)
知っている登録している	8.4	10.6	16.3	1.2	9.8
知っているが登録はしていない	14.0	20.6	6.5	7.1	7.3
聞いたことはあるが、内容は知らない	10.9	14.4	9.8	7.1	9.8
知らない	61.7	48.3	62.0	81.0	73.1
不明	5.0	6.1	5.4	3.6	0.0

災害時にあれば良いと思う支援については、全体では「避難場所への誘導體制」が39.2%で最も高く、次いで「移動手段の確保」「障害のある方に配慮した避難所運営」となっています。

■表 10-3【障害のない人向けアンケート】災害時にあれば良いと思う支援（複数回答） 単位：%

	全体 (n=288)
避難場所への誘導體制	39.2
移動手段の確保	36.9
障害のある方に配慮した避難所運営	32.7
障害特性に配慮した情報の提供	27.8
避難場所で共同生活ができない障害のある方のための福祉避難所の確保	24.3
障害のある方の安否確認の方法	17.1
必要な医療や薬などの確保	12.9
避難場所のバリアフリー化	12.5
障害のある方に配慮した備蓄品の確保	11.8
災害に耐えうる建築物や道路などの整備	11.4
おむつやストマ装具など障害のある方が必要な日常生活用具の確保	8.4
ボランティアによる支援体制	8.4
地域や各施設などの防災訓練やマニュアルの作成	7.6
自主防災組織の強化	4.6
酸素濃縮器など医療用機器の確保	1.1
その他	1.1
特になし	4.2
不明	3.0

⑪ まちづくり全般について

障害のある人にとって暮らしやすいまちにするために充実すべきことについては、全体では「年金や手当等の充実」が58.0%で最も高く、次いで「障害のある人に対する社会の理解を深めるための啓発や人権教育の充実」「通院・治療のための医療費の助成」となっています。障害別にみると、身体障害と精神障害では「年金や手当等の充実」が、知的障害と発達障害では「就労支援の充実」が最も高くなっています。

■表 11-1【障害のある人向けアンケート】

障害のある人にとって暮らしやすいまちにするために充実すべきこと（複数回答）		単位：%				
	全体 (n=357)	身体障害 (n=180)	知的障害 (n=92)	精神障害 (n=84)	発達障害 (n=41)	
年金や手当等の充実	58.0	56.1	47.8	69.0	58.5	
障害のある人に対する社会の理解を深めるための啓発や人権教育の充実	33.3	28.3	33.7	44.0	46.3	
通院・治療のための医療費の助成	32.8	32.2	21.7	42.9	41.5	
就労支援の充実（働くための訓練、職業紹介や就労後の指導や支援等）	29.1	21.7	48.9	26.2	61.0	
障害者にやさしいまちづくりの推進（公共交通機関、道路等の整備）	29.1	29.4	26.1	23.8	31.7	
障害者に対する情報提供や相談窓口の充実	28.3	27.2	26.1	31.0	29.3	
緊急時や災害時の支援体制の充実	22.7	26.1	19.6	8.3	31.7	
入所できる福祉施設の充実	19.9	16.7	32.6	10.7	31.7	
障害の特性や程度に応じた障害児保育・教育の充実	16.2	12.2	33.7	4.8	43.9	
グループホーム等の地域で共同生活できる住まいの整備	14.3	7.2	25.0	14.3	24.4	
在宅生活を支えるための医療の充実	14.0	17.8	4.3	11.9	9.8	
障害者の結婚や子育て等に対する支援の充実	11.5	7.8	12.0	11.9	14.6	
障害者同士や地域の人等と交流ができる場の充実	10.4	11.1	8.7	13.1	9.8	
公営住宅への障害者優先入居等住宅施策の充実	9.2	7.8	7.6	8.3	7.3	
ホームヘルプやデイサービス、外出支援等の在宅サービスの充実	9.2	10.0	9.8	6.0	7.3	
機能回復訓練等のリハビリテーションの充実	7.0	11.1	2.2	4.8	4.9	
文化・スポーツ・レクリエーション等を通じた社会参加の支援	6.2	6.1	8.7	3.6	9.8	
行政の審議会や委員会等への障害者の参画（登用）	4.5	6.1	0.0	4.8	0.0	
ボランティアの育成と活動支援	3.1	3.9	6.5	1.2	2.4	
その他	3.1	1.1	2.2	3.6	2.4	
不明	10.9	12.8	13.0	9.5	0.0	

障害のある子どもたちやその家族が暮らしやすくなるために必要だと思うことについては、全体では「手当や年金制度の充実」が58.3%で最も高く、次いで「親が働き続けることができること」「障害に詳しい医療機関の充実」となっています。

■表 11-2【障害のある人向けアンケート（18歳未満）】

障害のある子どもたちやその家族が暮らしやすくなるために必要だと思うこと（複数回答）		単位：%
	全体 (n=24)	
手当や年金制度の充実	58.3	
親が働き続けることができること	54.2	
障害に詳しい医療機関の充実	50.0	
保育所・幼稚園・小中学校等での受入れ環境の整備	45.8	
身近な地域で相談支援が受けられる体制	41.7	
特別支援学校・特別支援学級の整備	41.7	
早期の障害の発見と支援の開始	37.5	
乳幼児から成人まで一貫した相談支援が受けられる体制	33.3	
障害のある子どものための通園施設・通園事業・デイサービスの充実	25.0	
学校教育で障害を知る教育	25.0	
学童保育や一時的に利用できる託児サービス	12.5	
周囲の児童・生徒や保護者の理解	8.3	
親どうしの交流活動の場	4.2	
地域住民の理解	0.0	
その他	0.0	
不明	0.0	

障害者が住みやすいまちづくりを行うために角田市が特に力を入れていくべきことについては、全体では「在宅福祉サービスの充実」が35.1%で最も高く、次いで「交通機関・道路・歩道などの整備」「経済的援助の充実」となっています。

■表 11-3【障害のない人向けアンケート】

障害者が住みやすいまちづくりを行うために角田市が特に力を入れていくべきこと（複数回答） 単位：%

	全体 (n=288)
在宅福祉サービスの充実	35.1
交通機関・道路・歩道などの整備	25.0
経済的援助の充実	24.3
入所施設の充実	23.3
学校において障害に対する理解を深めるための教育の充実	19.8
保健・医療サービスの充実	17.0
相談体制の充実	16.3
通所施設の充実	16.0
障害のある方が気軽に社会参加・地域参加できる体制の整備	14.9
職業訓練の充実や働く場所の確保	14.6
災害の時の避難誘導體制（緊急通報システムなど）の整備	13.5
保健や福祉などの専門的な人材の育成と資質の向上	12.5
障害のある方に対する理解を深めるための知識の普及や啓発	12.5
民間企業・社会福祉法人・NPO法人の福祉活動などへの協力	11.5
ボランティアの育成や活動への支援	7.3
契約行為や財産管理の援助など権利擁護に関する事業の充実	1.4
その他	1.0
不明	3.5

2 用語解説

あ行

アウトリーチ

支援が必要であるにもかかわらず届いていない人に対し、行政や支援機関などが積極的に働きかけて情報・支援を届けるプロセスのこと。

アセスメント

事前評価などと訳される。利用者が直面している問題や状況の本質、原因、経過、予測を理解するために、援助に先だって行われる一連の手続のこと。計画相談員等が利用計画書を作成する前に利用者のニーズ、状況等を詳細に把握するために行われる。

医療的ケア児

NICU（新生児集中治療室）等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養等の医療的ケアが日常的に必要な児童。

インクルーシブ教育

人間の多様性の尊重等の強化、障害のある人が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とする目的のもと、障害のある人と障害のない人がともに学ぶ仕組み。

か行

基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、総合的・専門的な相談支援、地域の相談支援体制の強化の取り組み、地域移行・地域定着の促進の取組及び権利擁護・虐待防止を総合的に行う施設。

ケアマネジメント

日常生活で介護や介助支援を必要としている人に対して、本人の生活状況や心身状況を踏まえて希望に沿った生活を送れるよう、多様なサービスを組み合わせてプランを提供すること。

権利擁護

自己の権利や援助のニーズを表明することの困難な障害者等に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズ獲得を行うこと。

高次脳機能障害

病気や事故などの原因で脳の一部の機能が損傷されたことにより、言語・思考・記憶行為・学習・注意などに障害がおきた状態のこと。身体機能または精神等に障害がなく、身体障害、知的障害のいずれにも分類されていない。

合理的配慮

障害のある人が他の人と平等に全ての人権及び基本的自由を享受し、行使することを確保するための必要な変更及び調整。

さ行

社会的障壁

障害のある人が日常生活や社会生活を送るうえで妨げとなるもの。物理的障壁（交通機関や建築物等）、制度的障壁（資格の制限等）、文化・情報面の障壁（点字や手話通訳の欠如等）・意識上の障壁（偏見等）の4つに分類される。

社会福祉協議会

民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織。昭和26年（1951年）に制定された社会福祉事業法（現在の「社会福祉法」）に基づき、設置されている。

手話通訳者

言語・聴覚障害者と健聴者のコミュニケーションを仲介するため、手話を使ってサポートする人。

障害支援区分

市町村が障害福祉サービスの種類や量などを決定するための判断材料の一つとして、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示す区分。

障害児保育

心身に障害がある就学前の乳幼児に対して集団の中で心身の発達を促すための保育。

障害者虐待

障害者に対して、家族を含む他者から行われる人権侵害の行為。虐待行為を防止することが、障害者の自立や社会参加にとって極めて重要であることから、2011（平成23）年に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が制定された。この法律で定義されている虐待として、①身体的虐待、②性的虐待、③心理的虐待、④保護の放置（ネグレクト）、⑤経済的虐待がある。

情報アクセシビリティ

パソコンやスマートフォンなどによる情報の受けとりやすさ。また、ハードウェア・ソフトウェアの仕様やサービスの提供方法を工夫するなどして、高齢者や障害者を含む多くの人々が不自由なく情報を得られるようにすること。

成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力が不十分な人の財産管理や身上監護を、代理権や同意権・取消権が付与された成年後見人等が行う制度。

家庭裁判所が成年後見人等を選任する「法定後見」とあらかじめ本人が任意後見人を選ぶ「任意後見」がある。

仙南地域自立支援協議会

障害者の地域における自立生活を支援していくため、関係機関・団体、障害者・その家族、障害福祉サービス事業者や医療・教育・雇用を含めた関係者が、地域の課題を共有し、地域の支援体制の整備について協議を行う場で、角田市は仙南圏域で共同設置している。

た行

地域共生社会

世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。

特別支援学級

学校教育法に基づき小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校に置くことができるとされている学級で、心身に障害をもつ児童・生徒のために、そのニーズに応じた教育を行うことを目的とする。児童・生徒は障害に応じた教科指導や障害に起因する困難の改善・克服のための指導を受ける。

特別支援学校

学校教育法に基づき、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者または病弱者（身体虚弱者を含む。）に対して、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準ずる教育を行うとともに、障害による学習上または生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的に設置される学校。

特別支援教育

障害の種類や程度に応じ特別の場で指導を行っていた特殊教育を転換し、通常学級に在籍する学習障害、注意欠陥多動性障害、高機能自閉症等の児童・生徒も含め、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、そのもてる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。

トライアル雇用

企業が障害のある人を一定期間試用雇用すること。就職前に企業と障害のある人が互いに適性や能力、職場環境等を見極めながら相互理解を深め、不安を解消することで、障害のある人の継続雇用を目指す。

な行

内部障害

心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の機能障害、もしくはヒト免疫不全ウイルス（H I V）による免疫の機能の障害。

難病

原因が不明、かつ、治療方針が未確立であり、少なからず後遺症を残すおそれがある疾病。また、長期にわたる治療が必要で、介助する家族や本人の経済的・精神的負担の大きい疾病。令和3年11月現在で障害者総合支援法の対象疾病は366疾病。

ノーマライゼーション

障害者や高齢者など社会的に不利を負う人々を当然に包含するのが通常の社会であり、そのあるがままの姿で他の人々と同等の権利を享受できるようにするという考え方や方法。

は行

発達障害

脳の働き方の違いにより、物事のとらえかたや行動のパターンに違いがあり、そのために日常生活に支障のある状態のこと。発達障害には、知的能力障害（知的障害）、自閉スペクトラム症、注意欠如・多動症（ADHD）、限局性学習症（学習障害）、協調運動症、チック症、吃音などが含まれる。

バリアフリー

障壁（バリア）となるものを取り除くこと。床の段差を解消したり、手すりを設置するなどといったハード面だけではなく、近年では、全ての人々の社会生活を困難にしている物理的、社会的、制度的、心理的な様々な障壁を除去するという意味で用いられてきている。

ピアカウンセリング

同じような立場や悩みを抱えた人たちが集まって、同じ仲間として相談し合い、仲間同士で支え合うことを目的としたカウンセリングのこと。

避難行動要支援者等

高齢者や障害のある人のうち、避難について特に支援を必要とする方。

ペアレントトレーニング

子どもとのより良い関わり方を学びながら、日常の子育ての困りごとを解消し、楽しく子育てができるよう支援する保護者向けのプログラムのこと。

法定雇用率(障害者雇用率)

障害者の雇用の促進等に関する法律に基づいて、事業主に義務づけられている、全従業員数における障害者の雇用の割合。障害者雇用率を達成していない事業主には、毎年度、未達成数に応じて障害者雇用納付金の納付を義務づけ、達成している事業主に対しては、障害者雇用調整金や報奨金が支給される。

ま行

民生委員・児童委員

民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、適切な支援やサービスのつなぎ役として、社会福祉の増進に努める人。

や行

ヤングケアラー

病気や障害のある家族・親族の介護などで忙しく、本来受けるべき教育を受けられなかったり、同世代との人間関係を満足に構築出来なかったりする未成年、または未成年時代にそのような状況にあった人たちのこと。

ユニバーサルデザイン

文化・言語・国籍や年齢・性別・能力などの個人の違いにかかわらず、出来るだけ多くの人々が利用できることを目指した建築・製品・情報などの設計のことであり、またそれを実現するためのプロセスのこと。

要約筆記者

その場で話の内容を要約し、文字にして伝えることで、中途失聴者や難聴者等の聴覚障害者や高齢者等のコミュニケーションをサポートする人。

ら行

リハビリテーション

心身に障害のある者の全人間的復権を理念として、障害者の能力を最大限に発揮させ、その自立を促すために行われる専門的技術のこと。

療育

医療的配慮のもと、障害児の社会的自立生活に向けて支援・育成すること。

3 角田市障害者計画・障害福祉計画等策定委員会

(1) 角田市障害者計画・障害福祉計画等策定委員会設置要綱

平成18年4月1日角田市告示第51号

改正

平成21年1月5日告示第1号

平成24年3月12日告示第34号

平成25年3月28日告示第39号

平成30年3月30日告示第50号

(設置)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項に規定する障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「障害者計画」という。）並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項に規定する障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画（以下「障害福祉計画」という。）並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20の規定に基づく計画（以下「障害児福祉計画」という。）を策定し、又は変更するにあたり、市民の意見を広く反映させ、障害児者施策を推進していくため、角田市障害者計画・障害福祉計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、意見を述べるものとする。

- (1) 障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定又は変更に関する事項
- (2) その他計画の策定又は変更に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 公募に応じた者
- (2) 識見を有する者
- (3) 福祉関係団体の代表者
- (4) 障害者福祉施設の代表者
- (5) 障害者福祉施設利用者の代表者
- (6) 関係行政機関の職員

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から障害者計画及び障害福祉計画の策定又は変更を終了するまでとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 委員会は、その所掌事務について、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聞き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、市民福祉部社会福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年1月5日角田市告示第1号)

この告示は、平成21年1月5日から施行する。

附 則 (平成24年3月12日角田市告示第34号)

この告示は、平成24年3月12日から施行する。

附 則 (平成25年3月28日角田市告示第39号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。(後略)

附 則 (平成30年3月30日角田市告示第50号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

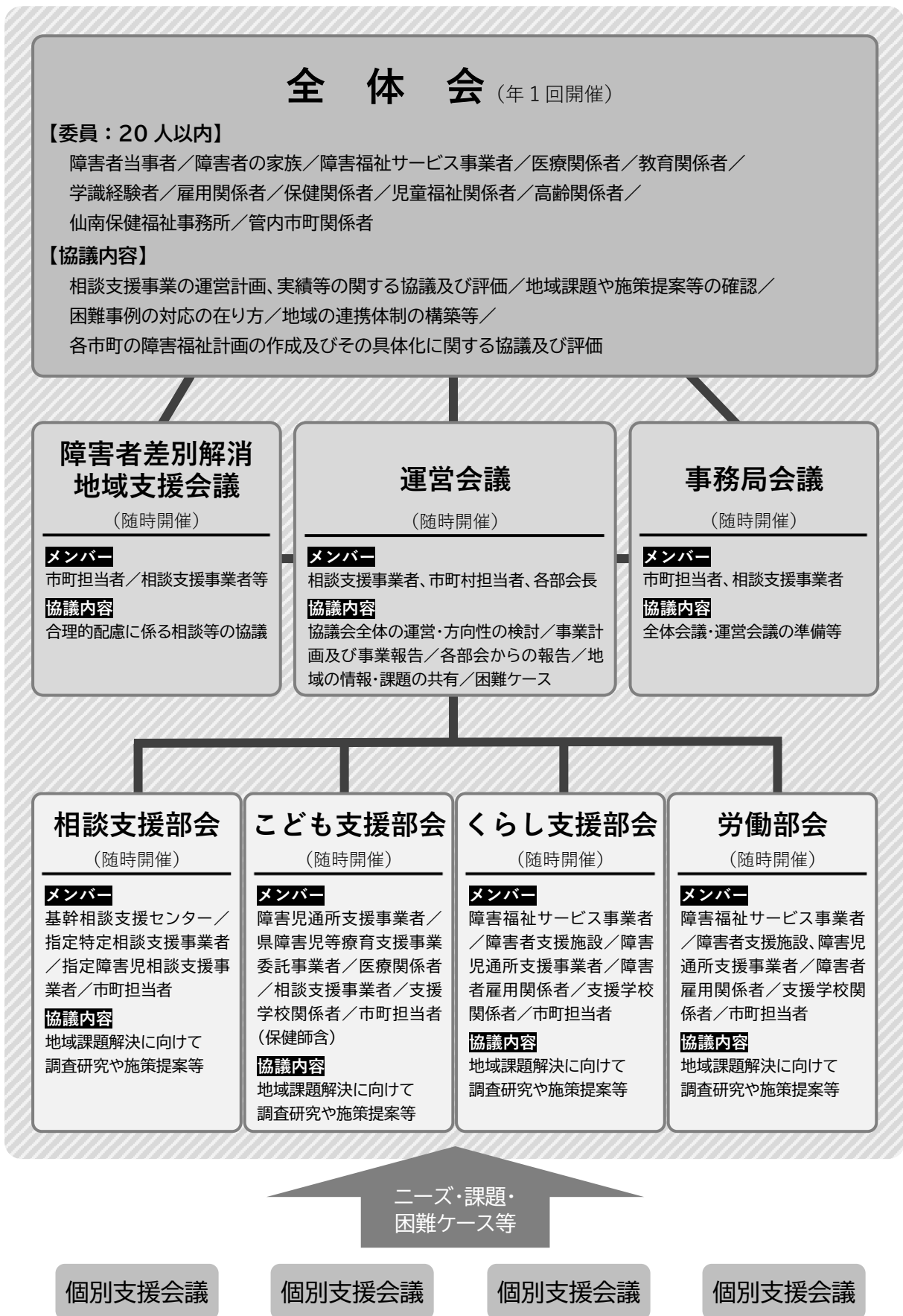
(2) 角田市障害者計画・障害福祉計画等策定委員会委員名簿

役職	分野	所属等	氏名
委員	識見を有する者	民生委員・児童委員協議会	山 田 義 昭
委員		角田支援学校	渡 部 祥
委員		角田小学校	本 田 友 子
委員長	福祉関係団体の 代表者	角田市身体障害者福祉協会	齋 藤 武 司
副委員長		角田市社会福祉協議会	日 下 正 則
委員		角田市手をつなぐ育成会	遠 藤 由 巳
委員	障害者福祉施設の 代表者	社会福祉法人臥牛三敬会 虹の園	太 田 忠 義
委員		社会福祉法人恵菽会 障害者支援施設はぐくみ学園	高 橋 恵 美
委員		株式会社ミツイ リッキーガーデン角田	根 本 有里佳
委員		仙南地域障がい者基幹相談支援センター	加 川 知 枝
委員	障害者福祉施設 利用者の代表者	障害福祉サービス利用者	齋 藤 良 子
委員	関係行政機関の 職員	仙南保健福祉事務所	高 橋 美由紀
委員		大河原公共職業安定所	三 浦 智 信

4 策定経過

年月日	内容
令和5年8月17日	第1回角田市障害者計画・障害福祉計画等策定委員会 ・策定委員会委員委嘱状交付 ・委員長・副委員長選出 ・協議 (1) 角田市第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の進捗について (2) 角田市第3期障害者計画並びに第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画について (3) その他
令和5年9月 ～10月	角田市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画策定のためのアンケート調査実施 ・障害のある人向けアンケート ・障害のない人向けアンケート
令和6年1月23日	第2回角田市障害者計画・障害福祉計画等策定委員会 ・協議 (1) アンケート調査の集計結果について (2) 角田市第3期障害者計画並びに第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画（案）について (3) その他
令和6年2月1日～ 令和6年2月21日	角田市第3期障害者計画並びに第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画（案）に関する意見の募集（パブリックコメント）の実施 ・意見6件
令和6年3月7日	第3回角田市障害者計画・障害福祉計画等策定委員会 ・協議 (1) パブリックコメントの内容等について (2) 角田市第3期障害者計画並びに第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画（案）について (3) その他

5 仙南地域自立支援協議会組織図



6 市内の障害福祉サービス等実施事業所(施設)

施設名称	所在地	サービス											
		居宅介護 (ホームヘルプ)	重度訪問介護	同行援護	生活介護	施設入所支援	短期入所 (ショートステイ)	共同生活援助 (グループホーム)	就労継続支援 (B型)	計画相談支援	児童発達支援	放課後等 デイサービス	保育所等訪問支援
セントケア角田	角田	○	○										
ツクイ角田北郷	北郷	○	○										
ニチイケアセンター角田	角田	○	○	○									
かくだ介護センター 訪問介護事業所	桜	○											
ヘルパーステーション結々	北郷	○											
はぐくみ学園	枝野				○	○	○						
レインボー角田	角田							○					
虹の園	桜								○				
第二虹の園	桜								○				
第三虹の園	桜								○				
就労継続支援B型 なのはな	角田								○				
角田市障害者就労支援施設 のぎく	角田								○				
サポートセンター虹	桜									○			
バンビ・アイランド角田	桜											○	
放課後等デイサービス ピノキオ	角田											○	
リッキーガーデン角田	横倉										○	○	○

資料：宮城県障害福祉課 事業所台帳 (令和5年10月1日現在)



編集・発行

角田市 市民福祉部 社会福祉課

〒981-1505

宮城県角田市角田字柳町 35-1

TEL 0224-61-1185

